

**宅建業電子申請システム**

**利用促進説明会**

**配布資料**

**平成20年10月**

**国土交通省**



# 目 次

1	宅建業電子申請システムとは	1
2	宅建業電子申請システムで実現できること	2
3	セキュリティ対策と電子署名	4
4	ご利用の手順	6
5	操作方法	7
5-1	利用申込・事前準備	8
5-1-1	ID/パスワードの登録・発行	9
5-2	申請書作成	16
5-2-1	業務を行う場所の届出	17
5-2-2	免許申請事項の変更の届出	30
5-3	申請書送信	49
5-4	申請状況確認	54
5-5	補正申請	57
5-6	取下げ	60
5-7	手数料納付	63
6	お問い合わせ	66



## 1. 宅建業電子申請システムとは

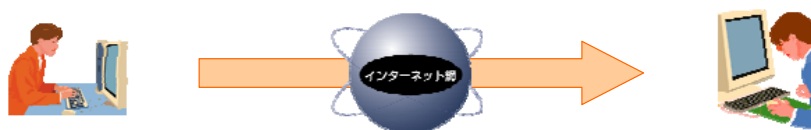
### 宅建業電子申請システムとは

従来紙で行っていた申請・届出等手続を、インターネットを通じてオンラインで実現できるシステムです。

#### 【 従 来 】



#### 【 電子申請 】



## 宅建業電子申請システム

### 電子申請のメリット

宅建業電子申請システムをご利用頂くことで、申請者の皆様に以下のようなメリットがあります。

- ✓ IDとパスワードのみで申請が可能です。(代理人(行政書士)を除く)
- ✓ オフィスや自宅などから、24時間365日オンラインによる申請・届出が可能です。(原則として行政庁に出向く必要はありません)
- ✓ 選択した申請手続に応じて記載事項が順を追ってパソコン画面に表示されるので申請書の作成が容易です。
- ✓ 記入内容を自動チェックするので、記入漏れなどのミスが減ります。
- ✓ 二回目以降の申請・届出の際には登録済みデータを一部ダウンロードできるので入力作業の省力化が可能です。(一回目のご利用が50条2項等一部の届出である場合を除く)
- ✓ 手数料をインターネットバンキングやATM等からお支払い可能になります。(一部の行政庁に限る)
- ✓ インターネットで申請処理状況の確認が可能です。

など

3

## 宅建業電子申請システム

### 2. 宅建業電子申請システムで 実現できること

4

宅建業電子申請システム

申請可能な手続

宅建業電子申請システムでは、宅地建物取引業法における以下の手続が申請できます。なお、宛先(免許権者)によって申請可能な手続が若干異なりますので、詳しくは宅建業電子申請システムのホームページをご参照下さい。

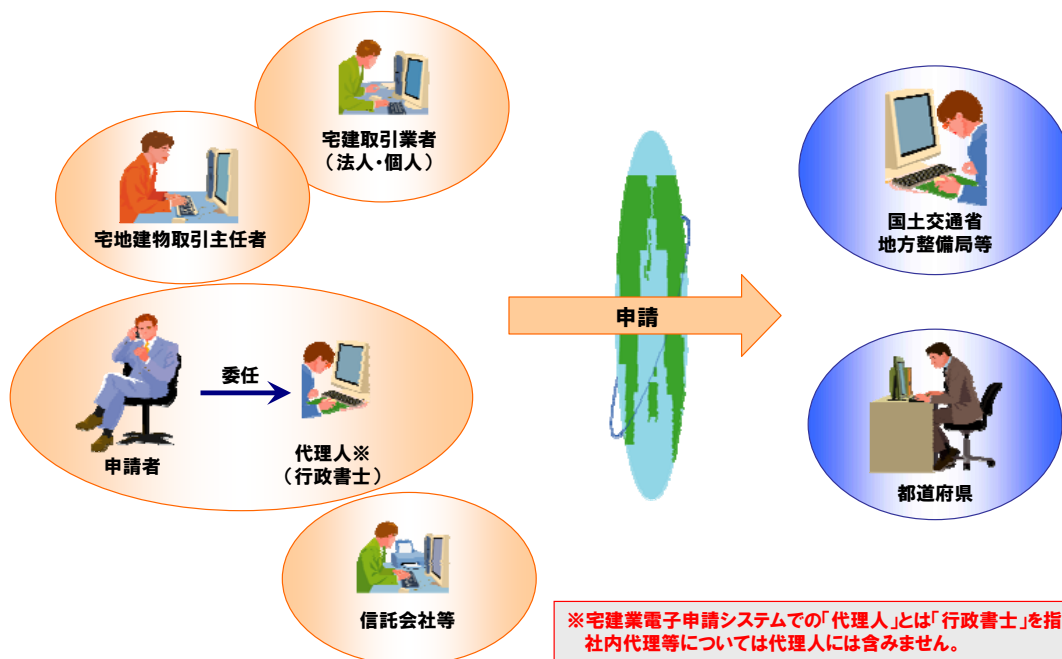
No	手続名称
1	宅地建物取引業の免許
2	宅地建物取引業の更新免許
3	宅地建物取引業の免許換
4	免許証の書換交付申請
5	免許証の再交付申請
6	営業保証金供託済の届出
7	免許申請事項の変更の届出
8	廃業等の届出
9	業務を行う場所の届出
10	主任者の登録申請
11	主任者の資格登録簿登録事項の変更登録申請
12	主任者の登録移転申請
13	主任者の死亡等の届出
14	宅地建物取引業保証協会の社員身分得喪の報告等

5

宅建業電子申請システム

ご利用頂ける方

宅建業電子申請システムは、インターネットを利用可能な全ての方々にご利用頂けます。



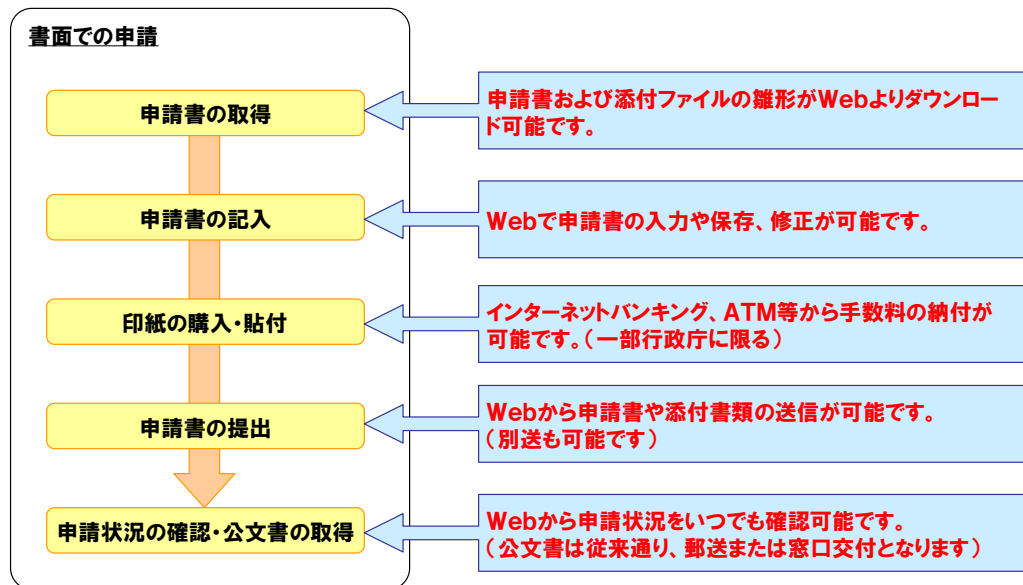
※宅建業電子申請システムでの「代理人」とは「行政書士」を指し、社内代理等については代理人には含みません。

6

## 宅建業電子申請システム

### オンラインで実現できる業務

宅建業電子申請システムでは、紙での申請における様々な作業に対応した機能を具備しています。

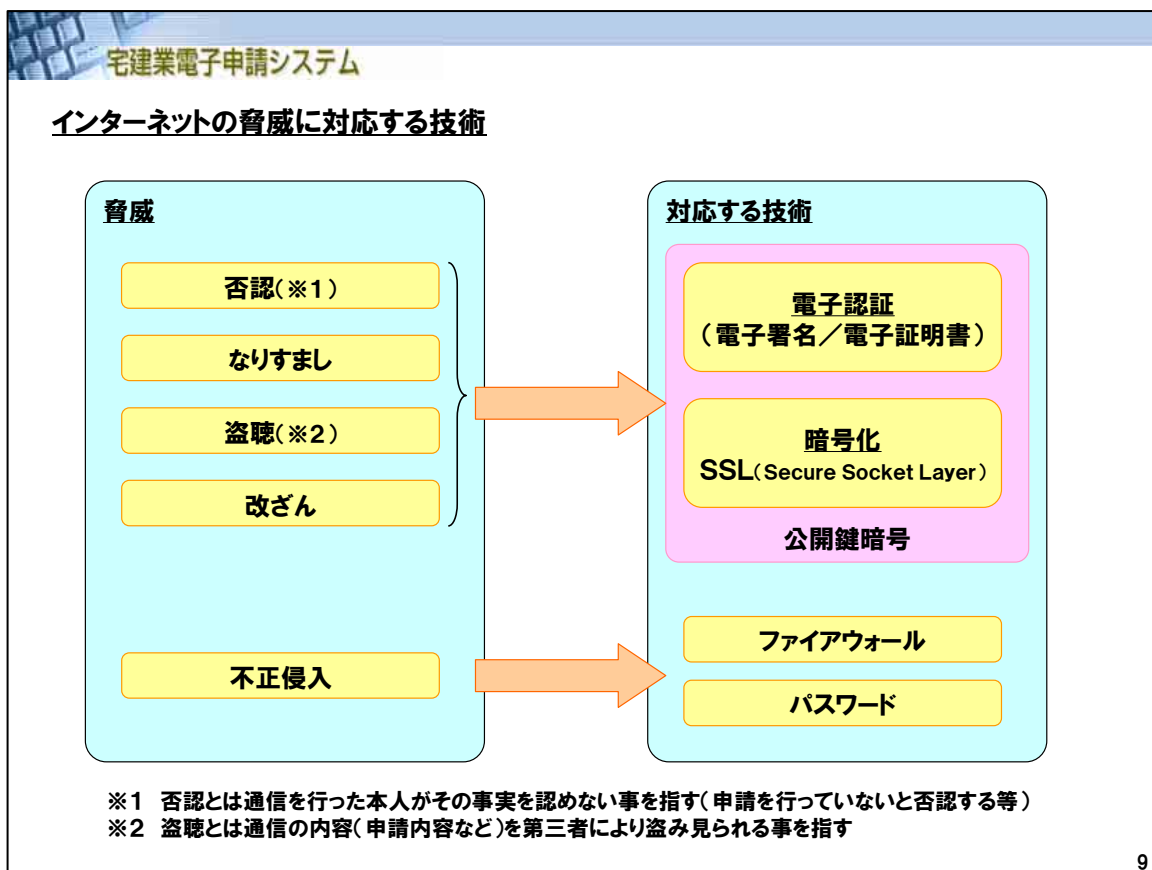


7

## 宅建業電子申請システム

### 3. セキュリティ対策と電子署名

8



宅建業電子申請システム

### 電子認証とは

従来の書面による申請では、「押印」や「対面審査」などにより、本人であることの認証を行ってきました。電子申請でも、これを代替する手段が必要となり、電子の世界における本人確認のしくみを『電子認証』と呼びます。

宅建業電子申請システムでは、以下の手段によって電子認証を行っています。

- ✓ 申請者(本人)
  - ID+パスワード
- ✓ 代理人(行政書士)
  - ID+パスワード + 電子署名

10

宅建業電子申請システム

## 4. ご利用の手順

11

宅建業電子申請システム

### ご利用の手順

宅建業電子申請システムは以下の手順でご利用頂けます。

**宅建業電子申請システム**  
(<http://www.takken.mlit.go.jp>)

**申請者**

- 利用申込・事前準備
- 申請書作成
- 申請書送信
- 申請状況確認
- 補正申請
- 取下げ
- 手数料納付

宅建業電子申請システムにアクセスしてIDの取得を行います。(※)  
※代理人(行政書士)の方は認証局より電子証明書を購入する必要があります。

宅建業電子申請システムにアクセスして申請書の作成、保存を行います。

宅建業電子申請システムにアクセスして申請書を送信します。

宅建業電子申請システムにアクセスして提出した申請書の処理状況の確認を行います。

必要に応じて宅建業電子申請システムにアクセスして「補正申請」「取下げ」「手数料納付(※)」を行います。  
※一部行政庁においては、手数料の納付を金融機関のインターネットバンキングやATM等で実施頂く事が可能です。

12

## 宅建業電子申請システム

### 宅建業電子申請システムを利用するために必要なパソコン環境

動作環境は以下の通りとなります。(平成20年10月現在※)

【OS】

日本語版Microsoft Windows 2000 Professional SP4  
日本語版Microsoft Windows XP SP3  
日本語版Microsoft Windows Vista SP1

【CPU】

PentiumIII以上(PentiumIV以上推奨)

【メモリ】

64MB以上(128MB以上推奨)

【ディスク】

300MB以上の空き容量(インストール容量約150MB)

【ブラウザ】

日本語版Microsoft Internet Explorer6.0 SP2  
日本語版Microsoft Internet Explorer7  
日本語版Firefox3

Netscapeの製品サポートが2008年3月1日に終了したことによって、今後、当システムにてNetscapeの動作確認は致しません。

宅建業電子申請システムでは、JavaScript機能を使用していますので、ご使用のブラウザのJavaScript機能を有効にしてください。

代理人(行政書士)が電子署名を行う場合には、宅建業電子申請システムが対応している電子証明書及びJRE(Java Runtime Environment)のインストールが必要です。

【JREの対応バージョン】

以下のバージョンの最新版にて動作確認をしております。  
JRE1.4.2、JRE5.0、JRE6

※最新の動作環境についてはHPのよくあるご質問(<http://www.takken.mlit.go.jp/faq/index.html>)を参照下さい。

## 宅建業電子申請システム

### 5. 操作方法

## 5-1. 利用申込・事前準備

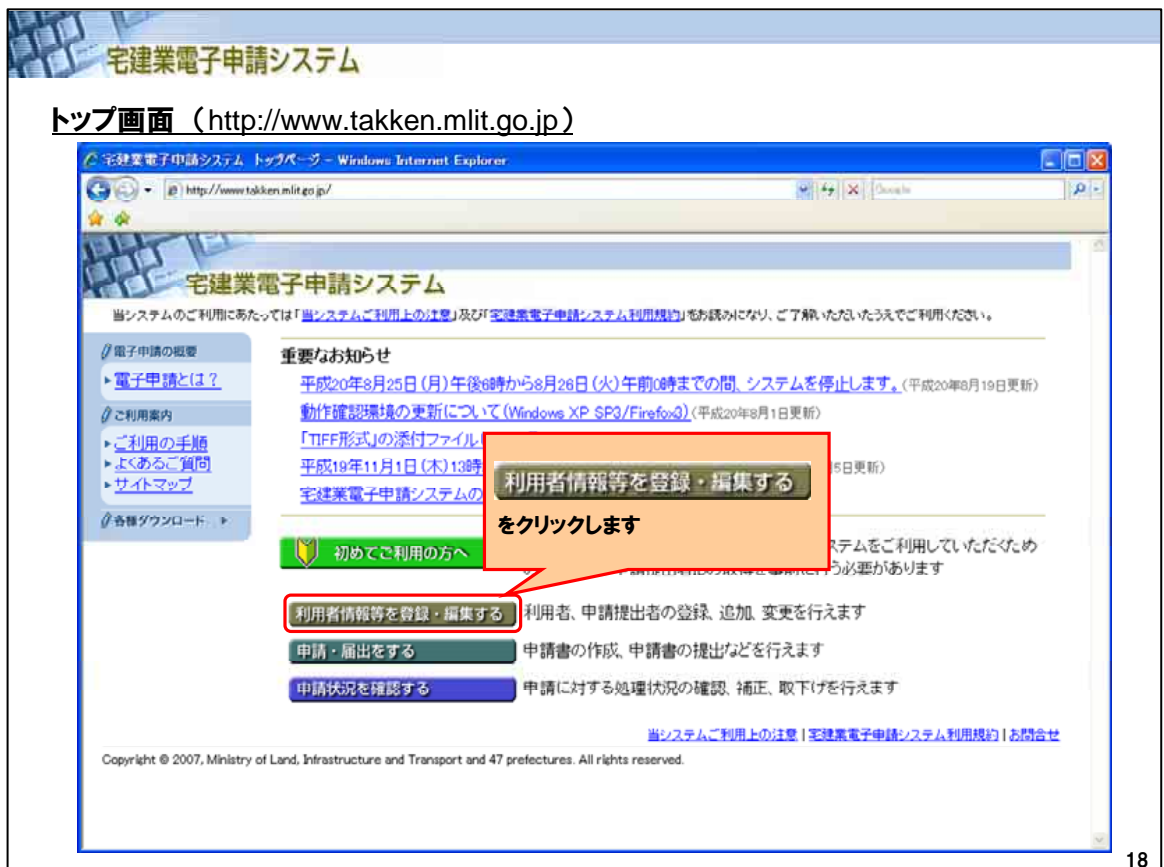
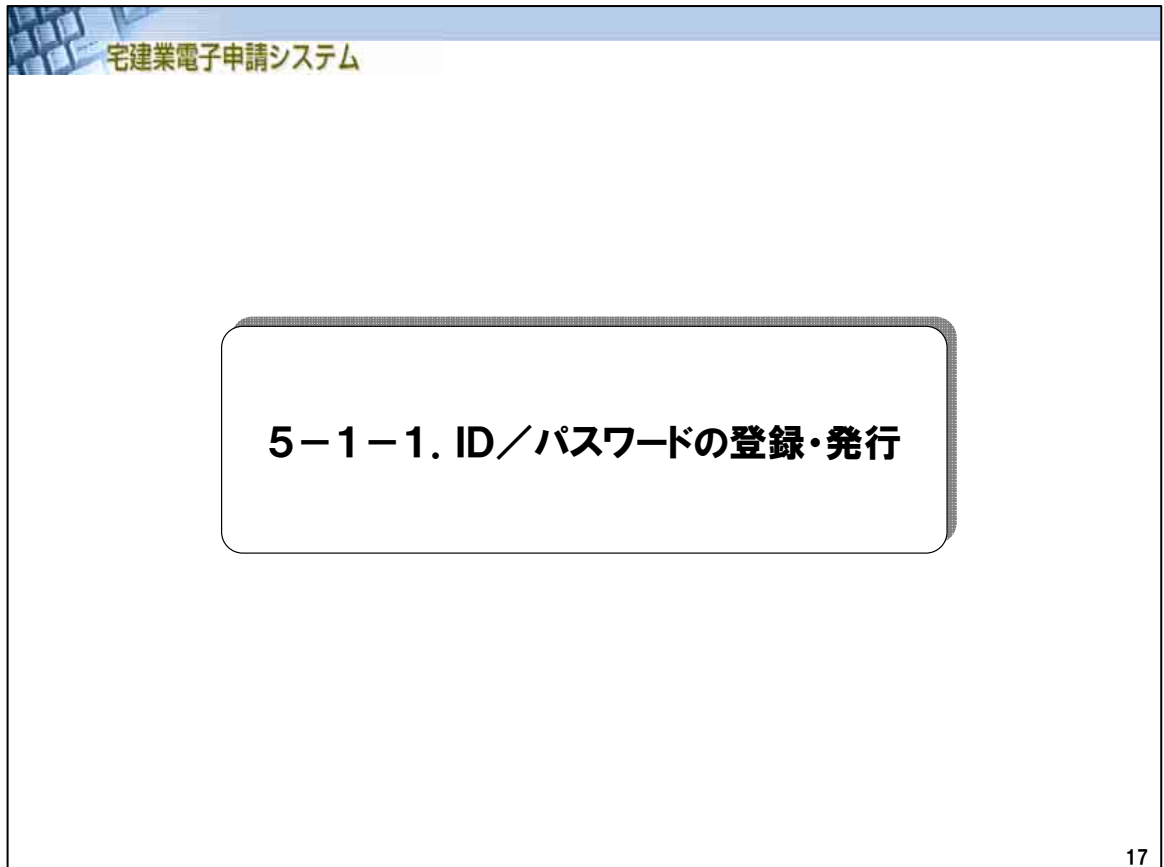
15

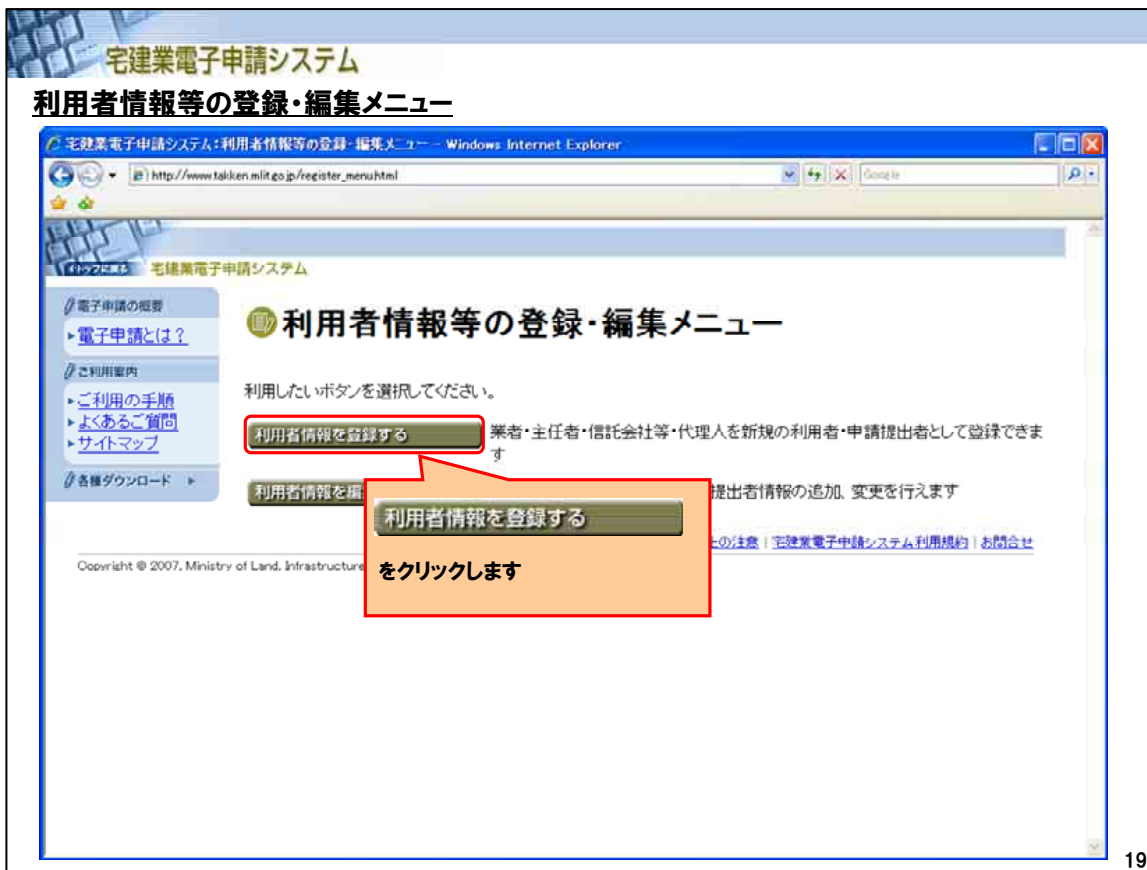
### 事前準備の流れ

事前準備では、以下の操作を実施して頂きます。

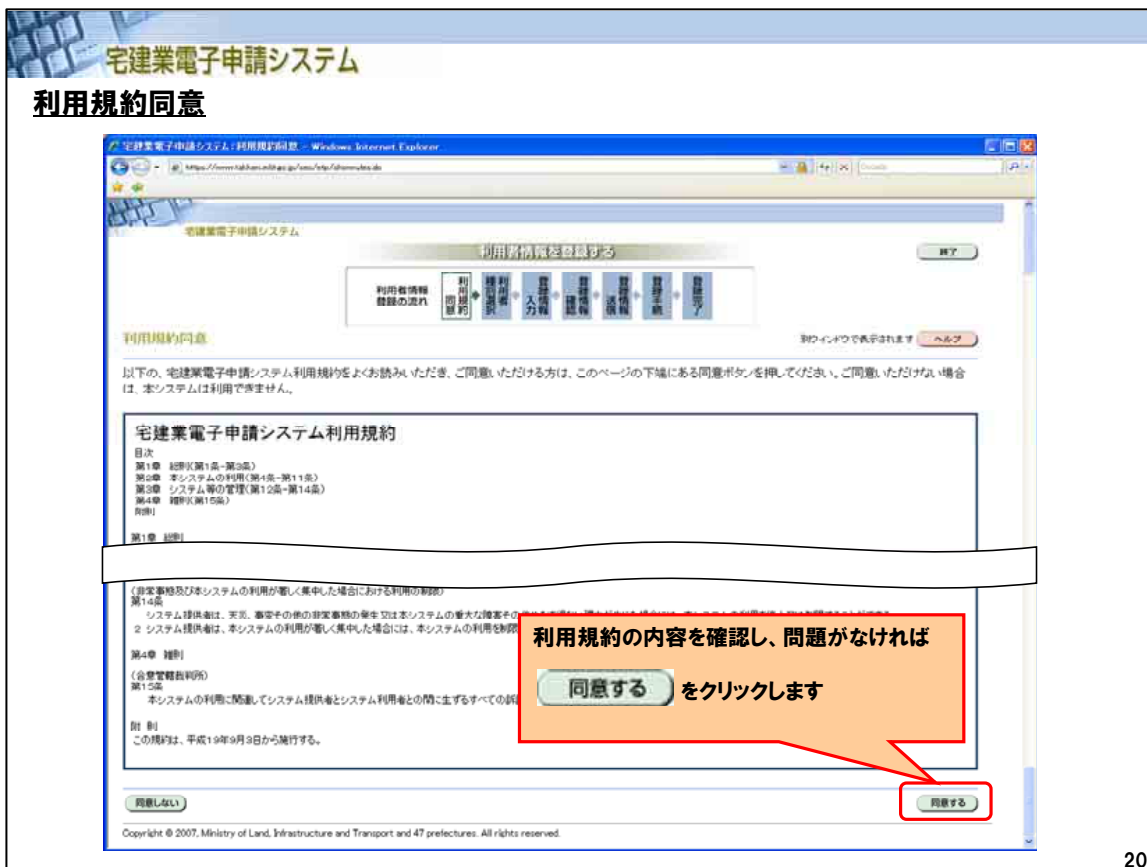
- ✓ ID/パスワードの登録・発行
- ✓ 電子証明書の取得(代理人(行政書士)の方のみ)
- ✓ アプレット環境設定プログラムの取得・インストール(代理人(行政書士)の方のみ)

16





19



20

### 宅建業電子申請システム

## 利用者種別選択

宅建業電子申請システム

利用者種別選択

利用者種別を選択してください。  
本情報は、宅建業電子申請システムをご利用いただくために必要なものです。  
① 利用者種別を選択して、「次へ進む」ボタンを押してください。

利用者種別

法人の宅地建物取引業者  個人の宅地建物取引業者  宅地建物取引主任者  信託会社等  代理人

次へ進む

①自身の利用者種別を選択します(※)

②次へ進むをクリックします

※  
宅地建物取引業者または信託会社等でIDを取得した場合、主任者関連手続は実施できません。  
主任者関連手続の申請を行う場合は、主任者本人がIDの取得を行ってください。

21

### 宅建業電子申請システム

## 利用者・申請提出者登録情報入力

宅建業電子申請システム

利用者・申請提出者登録情報入力

利用者・申請提出者登録情報を入力してください。  
本情報は、宅建業電子申請システムをご利用いただくために必要な情報を事前に登録し、ご利用いただける環境を整えるためのものです。

利用者名 (全角・必須)

利用者カナ名 (全角カタカナ・必須)

住所 (都道府県) (必須)

住所 (市区町村以下) (全角・必須)

申請提出者情報を入力してください。  
本情報は、宅建業電子申請システムをご利用いただくために必要な情報を事前に登録し、ご利用いただける環境を整えるためのものです。

申請提出者名 (全角・必須)

電話番号 (半角・必須)

FAX番号 (半角)

メールアドレス (半角・必須)

パスワード (半角・必須)

パスワード (確認用) (半角・必須)

次へ進む

①必要事項を入力します

②次へ進むをクリックします

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures.

22

## 宅建業電子申請システム

### 【補足】利用者・申請提出者登録情報入力

宅建業電子申請システムを利用するためには、事前にIDを取得する必要があります。システムに登録する情報は以下の通りです。

#### ①利用者情報

利用者とは申請書に記載される申請人(法人の場合は法人名、個人の場合は個人名)を指し、登録完了後に**利用者整理番号**(数字6桁)が払い出されます。

(登録する情報)

- ・利用者名
- ・利用者カナ名
- ・住所

#### ②申請提出者情報

申請提出者とは実際に宅建業電子申請システムを利用して、申請をする人(担当者)を指し、登録完了後に**申請提出者ID**(利用者整理番号+2桁)が払い出されます。また、「法人の宅地建物取引業者」および「信託会社等」の場合は、申請提出者を複数名登録することが可能です。

(登録する情報)

- ・申請提出者名(担当者の氏名)
- ・電話番号/FAX番号
- ・メールアドレス
- ・パスワード

23

## 宅建業電子申請システム

### 利用者・申請提出者登録情報確認

宅建業電子申請システム-利用者-申請提出者登録情報確認

https://www.takken.mlit.go.jp/tec/ep/entry/dto

宅建業電子申請システム

利用者・申請提出者登録の流れ

①入力内容に誤りがないか確認します

利用者・申請提出者登録情報確認

別ウィンドウで表示されます ヘルプ

利用者種別	
利用者種別	宅地建物取引業者
法人個人区分	法人
利用者情報	
利用者名	宅地建物取引株式会社
利用者カナ名	タクチタアモ、ノ、ヒ、キカブシキガイシャ
住所(都道府県)	東京都
住所(市区町村以下)	千代田区麹町
申請提出者情報	
申請提出者名	宅建 太郎
電話番号	03-0000-0000
FAX番号	03-0000-0000
メールアドレス	takken-taro@takken.mlit.go.jp

② 送信する をクリックします

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures

24

宅建業電子申請システム

### 利用者・申請提出者登録情報送信

宅建業電子申請システム

利用者情報登録の流れ

利用規約 → 利用申請 → 申請内容入力 → 登録情報送信 → 登録完了

利用者・申請提出者登録情報送信 別ウィンドウで表示されます ヘルプ

利用者・申請提出者登録情報が送信されました。

入力されたメールアドレスに、登録を行うための画面のURLが記載された電子メールが送信されますので、電子メールの確認後、登録を行ってください。  
なお、電子メールが届かない場合は、再度登録情報を入力してください。

① 「OK」ボタンを押すと、宅建業電子申請システムのトップ画面に戻ります。

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

**OK をクリックします**  
**※トップ画面に戻ります**

宅建業電子申請システム

### 利用者・申請提出者登録情報送信

【宅建業電子申請システム】利用者・申請提出者登録情報の送信のお知らせ - メッセージ (テキスト形式)

送信日時: 2007/04/23 (月) 14:44

差出人: 宅建業電子申請システム [Information@takken.mlit.go.jp]

宛先: ftd@hdsya.co.jp

CC:

件名: 【宅建業電子申請システム】利用者・申請提出者登録情報の送信のお知らせ

宅建業電子申請システムに、あなたのメールアドレスを登録先として利用者登録の申請がされていますのでお知らせします。

利用者名: 結合試験利用者-業者(法人)  
申請提出者名: 結合試験申請提出者-業者(法人)

下記の登録期限内に下記URLにアクセスし、最終登録手続きを行ってください。  
URLが変更される場合があります。変更された場合は、併せてお知らせいたします。

<http://www.takken.mlit.go.jp/sec/step/showexist.do?stepID=9292YMTM070100EY2W&serialNo=2007041420>

メール本文中のURLが2行以上に改行されている場合やご利用のメールソフトによっては、URLをクリックしてもページがご覧いただけない場合があります。その場合は、上記URLをコピーして、ブラウザに入力してください。

**メールに記載されたリンクをクリックします**

宅建業電子申請システム について登録された可能性があります。

下記URLに記載されたお問い合わせ先までご連絡ください。  
<http://www.takken.mlit.go.jp/docs/contact.html>

このメールは送信専用メールアドレスから配信されています。  
返信できませんのでご了承ください。

~~~~~  
宅建業電子申請システム

### 宅建業電子申請システム 利用者・申請提出者情報登録手続

宅建業電子申請システム

利用者情報を登録する

完了

利用者情報登録の流れ

利用規約の同意 → 利用者情報登録 → 入力 → 確認 → 送信 → 登録完了

利用者・申請提出者情報登録手続

別ウィンドウで表示されます ヘルプ

利用者・申請提出者情報の登録を行います。あなたが既に設定したパスワードを入力して、「送信する」ボタンを押してください。

利用者: 申請提出:

①パスワードを入力します

パスワード(半角・必須)

① 上記の内容でよろしければ、「送信する」ボタンを押してください。  
② パスワードを忘れた場合は、再度利用規約に同意し、登録情報を入力し直してください。

② 送信する をクリックします

送信する

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

27

### 宅建業電子申請システム 利用者・申請提出者登録情報最終確認・登録

宅建業電子申請システム

利用者情報を登録する

完了

利用者情報登録の流れ

利用規約の同意 → 利用者情報登録 → 入力 → 確認 → 送信 → 登録完了

利用者・申請提出者登録情報最終確認・登録

別ウィンドウで表示されます ヘルプ

以下の利用者情報、申請提出者情報に間違いがないか、ご確認の上、登録してください。

|                                                            |                   |
|------------------------------------------------------------|-------------------|
| 利用者種別                                                      | 宅地建物取引業者          |
| 法人種別区分                                                     | 法人                |
| ① 利用者種別を修正することはできません。利用者種別を修正する場合は、再度利用者種別選択画面からやり直してください。 |                   |
| 利用者情報                                                      |                   |
| 利用者名                                                       | 宅地建物取引株式会社        |
| 利用者カナ名                                                     | タクチヤモトヒキカブシキガイシャ  |
| 住所(都道府県)                                                   | 東京都               |
| 住所(市区町村以下)                                                 | 千代田区麹町            |
| 申請提出者情報                                                    |                   |
| 申請提出者名                                                     | 宅建 太郎             |
| 電話番号                                                       | 00-0000-0000      |
| FAX番号                                                      | 00-0000-0000      |
| メールアドレス                                                    | tsb@nttdata.co.jp |

① 上記の内容でよろしければ、「登録する」ボタンを押してください。修正する場合は、「修正する」ボタンを押して、内容を修正してください。  
② 利用者・申請提出者情報は、システムに登録する重要な情報ですので、控えてください。

② 登録する をクリックします

登録する

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures.

28

宅建業電子申請システム  
**利用者・申請提出者情報登録完了**

① 利用者整理番号および申請提出者IDを控えます

利用者整理番号: 000029  
申請提出者ID: 00002901

② OK をクリックします  
※利用者情報編集メニュー画面に戻ります

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

宅建業電子申請システム  
**利用者・申請提出者登録完了のお知らせ**

宅建業電子申請システムの利用者として、あなたのメールアドレスを登録先として、登録が完了しましたのでお知らせします。  
利用者整理番号、申請提出者IDは以下のとおりです。  
利用者整理番号、申請提出者IDは、ログイン時などに必要となる重要な情報ですので、保存、管理にご注意ください。

利用者名: 宅建物取引株式会社  
利用者整理番号: 000029  
申請提出者名: 宅建 太郎  
申請提出者ID: 00002901

なお、あなたが宅建業電子申請システムの利用を中止しようとする場合、複数いらっしゃる申請提出者いずれかの方の宅建業電子申請システムの利用を停止させたい場合には、利用者情報編集メニューの申請提出者情報変更により有効期限を中止・停止させたい日に変更してください。  
宅建業電子申請システムへの登録を行った記憶のない場合、類似したアドレスをお持ちの方が誤って登録された可能性があります。  
下記URLに記載された問い合わせ先までご連絡ください。  
<http://www.takken.mlit.go.jp/docs/contact.html>

このメールは送信専用メールアドレスから配信されています。  
返信できませんのでご了承ください。

宅建業電子申請システム

## 宅建業電子申請システム

### 【補足】宅建業電子申請システムにおける自動チェックについて

宅建業電子申請システムでは、利用者情報登録や申請書作成時に必須項目の漏れ等を自動的にチェックします。  
「次へ進む」等のボタンをクリックした際に下図のようなエラーが表示された場合、エラーメッセージの内容に従って修正を行ってください。

宅建業電子申請システム: 利用者・申請提出者登録情報入力 - Windows Internet Explorer

宅建業電子申請システム

利用者情報登録のの流れ

利用者情報登録のの流れ

利用者・申請提出者登録情報入力

エラーメッセージ

E-EP-212 住所(市区町村以下)が入力されていません。

利用者情報を入力してください。  
本情報は、宅建業電子申請システムをご利用いただくために必要な情報を事前に登録し、ご利用いただける環境を整えるためのものです。

利用者名(全角・必須) 宅建業協会の株式会社

利用者カナ名(全角カタカナ・必須) ちかたきモビル・システムズ株式会社

住所(郵便番号) (必須) 東京都

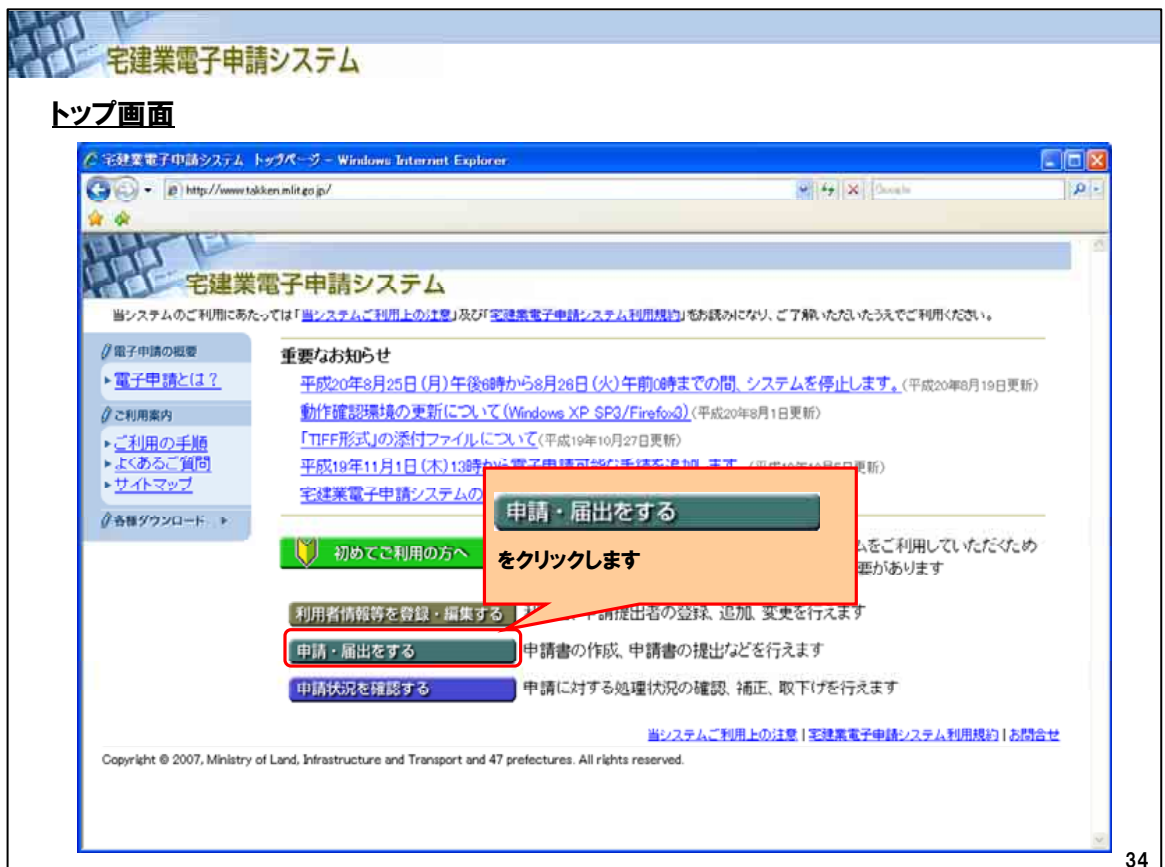
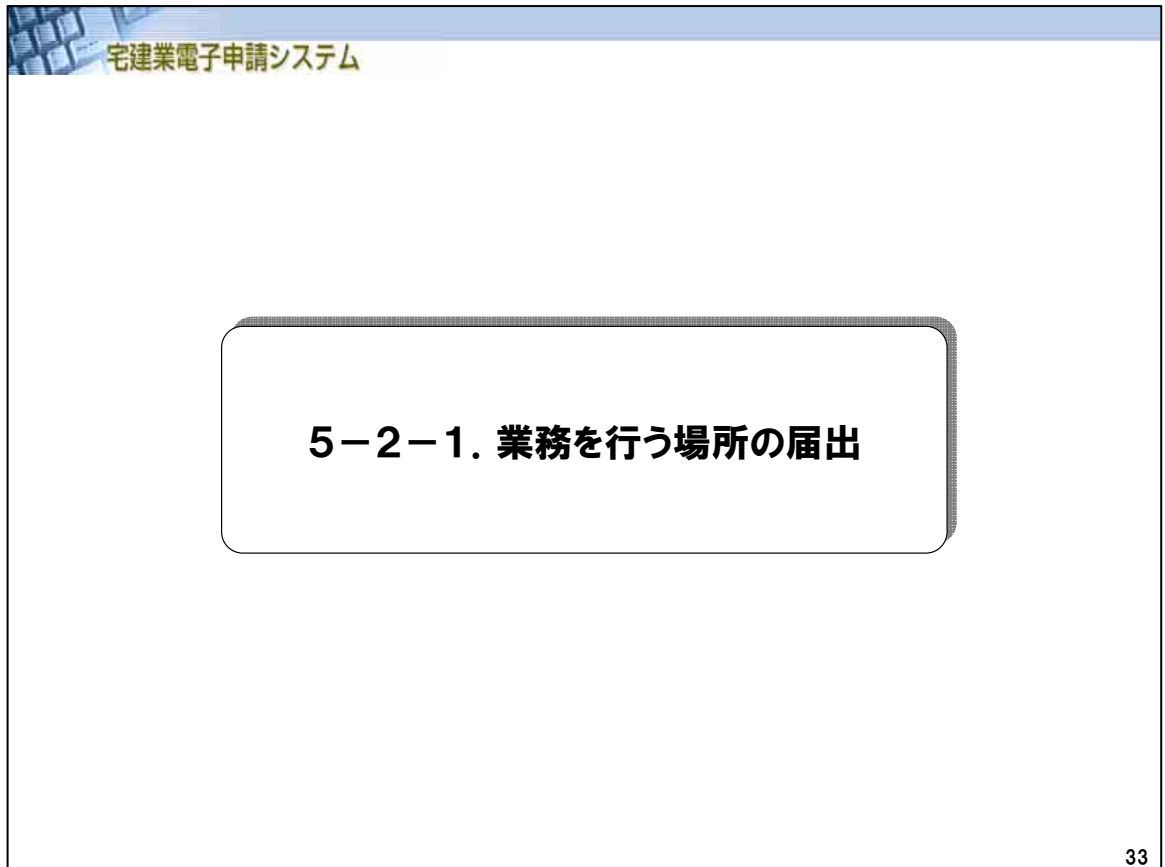
住所(市区町村以下) (全角・必須)

31

## 宅建業電子申請システム

### 5-2. 申請書作成

32



宅建業電子申請システム

## 宛先選択

宅建業電子申請システム: 宛先選択

宛先選択

下記の一覧から申請書の宛先にあたる免許種者を選択してください。

① 免許種者を選択すると、申請を行うことができる手続の一覧

② 「宅地建物取引業の免許換」の申請を行う場合は、免許換え

③ 「業務を行う場所の届出」の届出を行う場合は、案内所等の所在する都道府県知事を選択してください。

④ 「主任者の登録移転申請」の申請を行う場合は、移転後の都道府県知事を選択してください。

**申請の宛先を選択します**

- 大臣免許業者の方
  - 【北海道知事 | 東北地方整備局長 | 関東地方整備局長 | 中部地方整備局長 | 近畿地方整備局長 | 北陸地方整備局長 | 中国地方整備局長 | 四国地方整備局長 | 九州地方整備局長 | 沖縄総合事務局長】
- 都道府県知事免許業者・宅地建物取引主任者の方
  - 北海道【北海道知事】
  - 東北【青森県知事 | 岩手県知事 | 宮城県知事 | 秋田県知事 | 山形県知事 | 福島県知事】
  - 関東【東京都知事 | 神奈川県知事 | 埼玉県知事 | 千葉県知事 | 茨城県知事 | 栃木県知事 | 群馬県知事 | 山梨県知事】
  - 信越【新潟県知事 | 長野県知事】
  - 北陸【富山県知事 | 石川県知事 | 福井県知事】
  - 東海【愛知県知事 | 岐阜県知事 | 静岡県知事 | 三重県知事】
  - 近畿【大阪府知事 | 兵庫県知事 | 京都府知事 | 滋賀県知事 | 奈良県知事 | 和歌山県知事】
  - 中国【鳥取県知事 | 島根県知事 | 岡山県知事 | 広島県知事 | 山口県知事】
  - 四国【徳島県知事 | 香川県知事 | 愛媛県知事 | 高知県知事】
  - 九州【福岡県知事 | 佐賀県知事 | 長崎県知事 | 熊本県知事 | 大分県知事 | 宮崎県知事】
  - 沖縄【沖縄県知事】
- 信託会社等の方
  - 国土交通省本省【国土交通大臣】

宅建業電子申請システムトップ | 当システムご利用上の注意 | 宅建業電子申請システム利用規約 | お問い合わせ

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

35

宅建業電子申請システム

## 手続選択

宅建業電子申請システム: 手続一覧

手続一覧

下記の手続一覧から、目的の手続を選択してください。

① 下記の手続を選択すると、その手続の様式の作成および申請を行う画面に進みます。

1. 宅地建物取引業の免許
2. 宅地建物取引業の更新免許
3. 宅地建物取引業の免許換
4. 免許証の書換交付申請
5. 免許証の再交付申請
6. 営業
7. 免許
8. 業務を行う場所の届出
9. 業務を行う場所の届出
10. 主任者の登録申請
11. 主任者の資格登録簿登録事項の変更登録申請
12. 主任者の登録移転申請
13. 主任者の死亡等の届出
14. 宅地建物取引業保証協会の社員身分得喪の報告等

**「業務を行う場所の届出」を選択します**

宅建業電子申請システムトップ | 当システムご利用上の注意 | 宅建業電子申請システム利用規約 | お問い合わせ

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

36

宅建業電子申請システム

## 手続詳細

申請書を作成する  
をクリックします

| 手続名        | 申請書作成                             | 申請                            | 申請受付期間 |
|------------|-----------------------------------|-------------------------------|--------|
| 業務を行う場所の届出 | <input type="checkbox"/> 申請書を作成する | <input type="checkbox"/> 申請する | 受付可能   |

申請書を作成する方は【申請書を作成する】を選択してください。  
 申請書の作成まで完了している方は【申請する】を選択してください。  
 代理人の方が初めて電子申請を行う場合は、画面左のメニューから【ご利用の手順】に進み、環境設定を行ってください。  
 代理人の方が申請する場合には、[宅建業電子申請システムに対応している認証機関](#)（別ウインドウで表示されます。）の発行する電子証明書が必要です。あらかじめご準備ください。

### 東京都知事

当手続には、以下の申請書が必要となります。

◆宅建業電子申請システムで作成する申請書

以下の申請書については、当システムを用いて作成していただく必要があります。  
 申請書の作成については、【申請書を作成する】を選択してください。

37

宅建業電子申請システム

## 申請データの取込み

申請書を作成する

業務を行う場所の届出-申請データの取込み 別ウインドウで表示されます ヘルプ

既に登録済みの情報や作成済みの情報を取込むことができます。

① 既に登録済みの情報を取込む場合は、「既に登録済みの情報を取込む」を選択してください。  
 ② 作成済みの申請データを取込む場合は、「作成済みの申請データを取込む」を選択してください。  
 ③ 申請データを取込まない場合は、「指定しない」を選択してください。

申請データの取込み方法

既に登録済みの情報を取込む  
 申請提出者ID   
 パスワード

作成済みの申請データを取込む  
 申請データファイル名

指定しない

② 次へ進む をクリックします

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

38

## 宅建業電子申請システム

### 【補足】申請データの取込み

宅建業電子申請システムでは、以下の2つの方法により既存データを取り込むことで、入力負担を軽減することが可能です。

#### ①登録済み情報の取り込み

過去に行った電子申請の内容から、申請書の入力項目を自動的に穴埋めした申請書を表示することが可能です。ただし、以下の点についてご注意ください。

- ✓ **事前に特定の手続きについて、電子申請を完了している必要があります。**  
(主任者の資格登録簿登録事項の変更登録申請、主任者の登録移転申請、主任者の登録申請、宅地建物取引業の更新免許、宅地建物取引業の免許、宅地建物取引業の免許換、免許証の再交付申請、免許証の書換交付申請、免許申請事項の変更の届出)
- ✓ **一部手続は登録済み情報取り込み機能の対象外となります。**  
(主任者の登録申請、宅地建物取引業の免許、宅地建物取引業保証協会の社員身分得喪の報告等)
- ✓ **必ずしも最新の情報ではない場合がありますので、必要に応じて修正等を行ってください。**

#### ②作成済み申請データの取り込み

過去に作成、保存を行った申請データを取り込み、再利用することが可能です。

## 宅建業電子申請システム

### 届出者情報入力

宅建業電子申請システム:業務を行う場所の届出書-届出者情報入力 - Windows Internet Explorer

届出者情報入力

①宛先等情報および届出者情報を入力します

業務を行う場所の届出書-届出者情報入力

届出者の情報を入力してください。

宛先等情報

提出年月日(半角・必須) 年 月 日

管轄都道府県知事(必須) 都道府県知事  
① 案内所等の所在する場所を管轄する都道府県知事を入力してください。

免許種者   
① 免許種者が案内所等の所在する場所を管轄する都道府県知事と異なる場合のみ入力してください。

届出者情報

商号又は名称(全角・必須)

免許証番号(半角・必須)  ( ) 第  号  
① 免許証番号は必ず0桁で入力してください。(例:第00000号→第000000号)

代表者氏名(全角・必須)   
① 姓と名の間にスペースを含めて入力してください。(例:国土 太郎)

② 次へ進む をクリックします

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

### 宅建業電子申請システム

## 届出者情報入力

宅建業電子申請システム:業務を行う場所の届出書-届出情報入力 - Windows Internet Explorer

届出者情報入力

申請書を作成する

申請書作成の流れ

届出者情報入力

届出情報入力

売主入力

物件情報入力

取引方法入力

確認・保存

業務を行う場所の届出書-届出情報

届出情報を入力してください。

届出の対象となる案内所、展示会等の場所

名称(全角・必須)

所在地(都道府県)(必須) 東京都

所在地(市区町村以下)(全角・必須)

電話番号(半角・必須)

業務の内容

業務の種別(必須)  売買  交換  代理  媒介

業務の態様(必須)  契約の締結  契約の申込みの受理

業務を行う期間(半角・必須) 年 月 日 ~ 年 月 日

①届出情報(「対象となる案内所、展示会等の場所」「業務の内容」)を入力します

② 次へ進む をクリックします

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

41

### 宅建業電子申請システム

## 売主一覧

宅建業電子申請システム:業務を行う場所の届出書-売主一覧 - Windows Internet Explorer

売主一覧

申請書を作成する

申請書作成の流れ

届出者情報入力

届出情報入力

売主入力

物件情報入力

取引方法入力

確認・保存

作成結果

業務を行う場所の届出書-売主一覧

別ウィンドウで表示されます ヘルプ

今回の届出に係る売主である宅地建物取引業者を入力してください。  
現在今回の届出に係る売主は存在しません。

売主の追加  
今回の届出に係る売主を追加するには、「追加」ボタンを押してください。

申請データの一時保存  
入力した内容を保存する場合は、「申請データ保存」ボタンを押してください。  
△この申請データは一時保存用であり、申請のために使用することはできません。申請する際は、作成結果確認・保存画面で保存した申請用データを使用してください。

追加 をクリックします

申請データ保存

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

42

### 宅建業電子申請システム

## 売主入力

申請書を作成する

申請書作成のの流れ

業務を行う場所の届出書-売主入力

売主である宅地建物取引業者に関する事項を入力してください。

① 売主である宅地建物取引業者に関する事項を入力します

商号又は名称(全角・必須)

免許証番号(半角・必須)

② 入力内容を反映する

をクリックします

43

### 宅建業電子申請システム

## 売主一覧

申請書を作成する

申請書作成のの流れ

業務を行う場所の届出書-売主一覧

今回の届出に係る売主である宅地建物取引業者を入力してください。

① 今回の届出に係る売主に関する事項を編集するには、「編集」ボタンを押してください。

② 今回の届出に関連のない売主を削除するには、「削除」ボタンを押してください。

空1件の内1件~1件を表示しています

| 商号又は名称      | 免許証番号             | 編集 | 削除 |
|-------------|-------------------|----|----|
| 宅建取引(株)株式会社 | 東京都知事(88)第888888号 |    |    |

売主の追加

今回の届出に係る売主を追加するには、「追加」ボタンを押してください。

申請データの一時保存

入力した内容を保存する場合は、「申請データ保存」ボタンを押してください。

△この申請データは一時保存用であり、申請のために使用することはできません。申請する際は、作成結果確認・保存画面で保存した申請用データを使用してください。

次へ進む

をクリックします

44

### 宅建業電子申請システム 申請データの一時保存

この申請データは一時保存用であり、申請のために使用することはできません。申請する際は、作成結果確認・保存画面で保存した申請用データを使用してください。

このファイルを開くか、または保存しますか？  
名前: 業務を行う場所の届出書.xml  
種類: XML 形式  
発信元: www.takken.mlit.go.jp

任意のフォルダに保存します

本操作は申請書の作成作業を中断するとき等に行うものです。保存されるデータは一時保存用であり、申請に使用することはできません。

### 宅建業電子申請システム 物件の種類等一覧

申請書を作成する

申請書作成の流れ: 届出書情報入力 → 届出情報入力 → 売主入力 → 物件情報入力 → 取引主登録入力 → 確認・保存 → 作成結果

業務を行う場所の届出書-物件の種類等一覧

今回の届出に係る物件の種類等を入力してください。  
現在今回の届出に係る物件は存在しません。

物件の種類等の追加  
今回の届出に係る物件を追加するには、「追加」ボタンを押してください。

申請データの一時保存  
入力した内容を保存する場合は、「申請データ保存」ボタンを押してください。  
△この申請データは一時保存用であり、申請のために使用することはできません。申請する際は、作成結果確認・保存画面で保存した申請用データを使用してください。

追加をクリックします

### 宅建業電子申請システム

## 物件の種類等入力

① 物件の種類等を入力します

② 入力内容を反映する をクリックします

47

### 宅建業電子申請システム

## 物件の種類等一覧

① 今回の届出に係る物件の種類等を編集するには、「編集」ボタンを押してください。

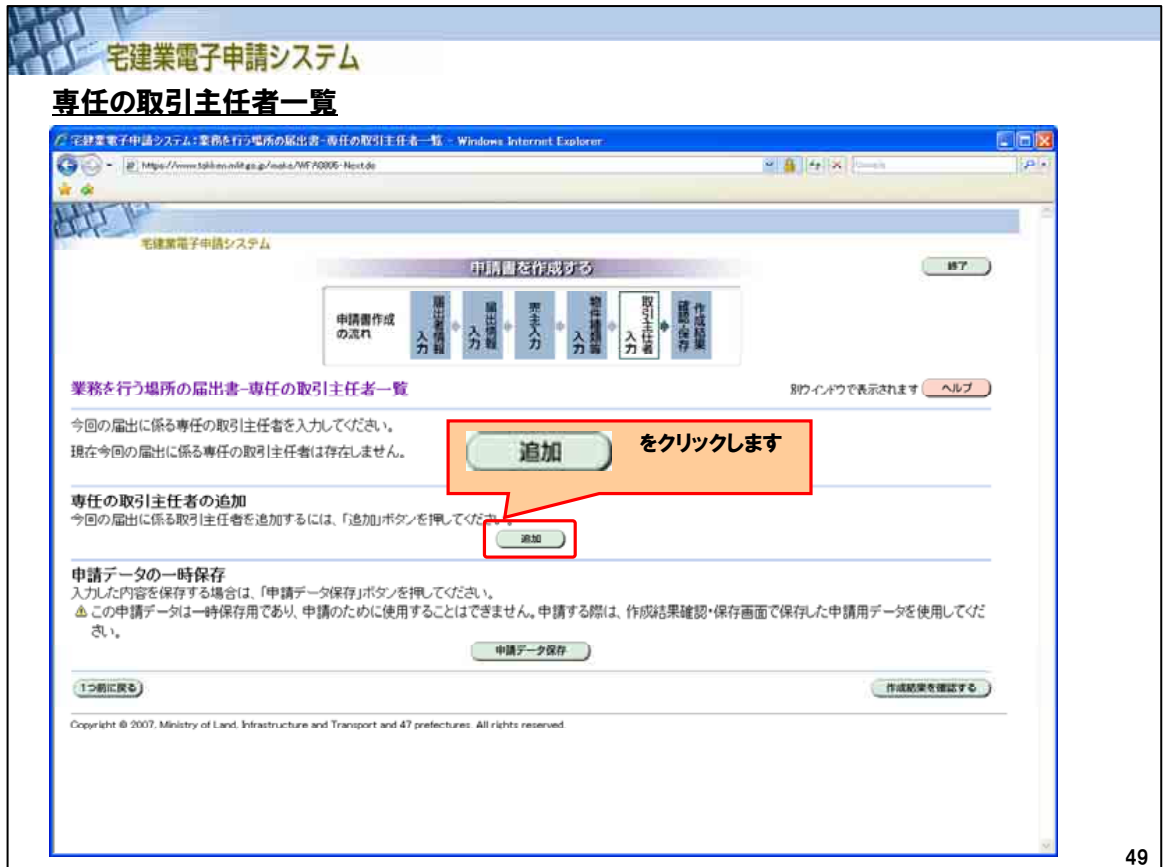
② 今回の届出に関連のない物件を削除するには、「削除」ボタンを押してください。

物件の種類等の追加

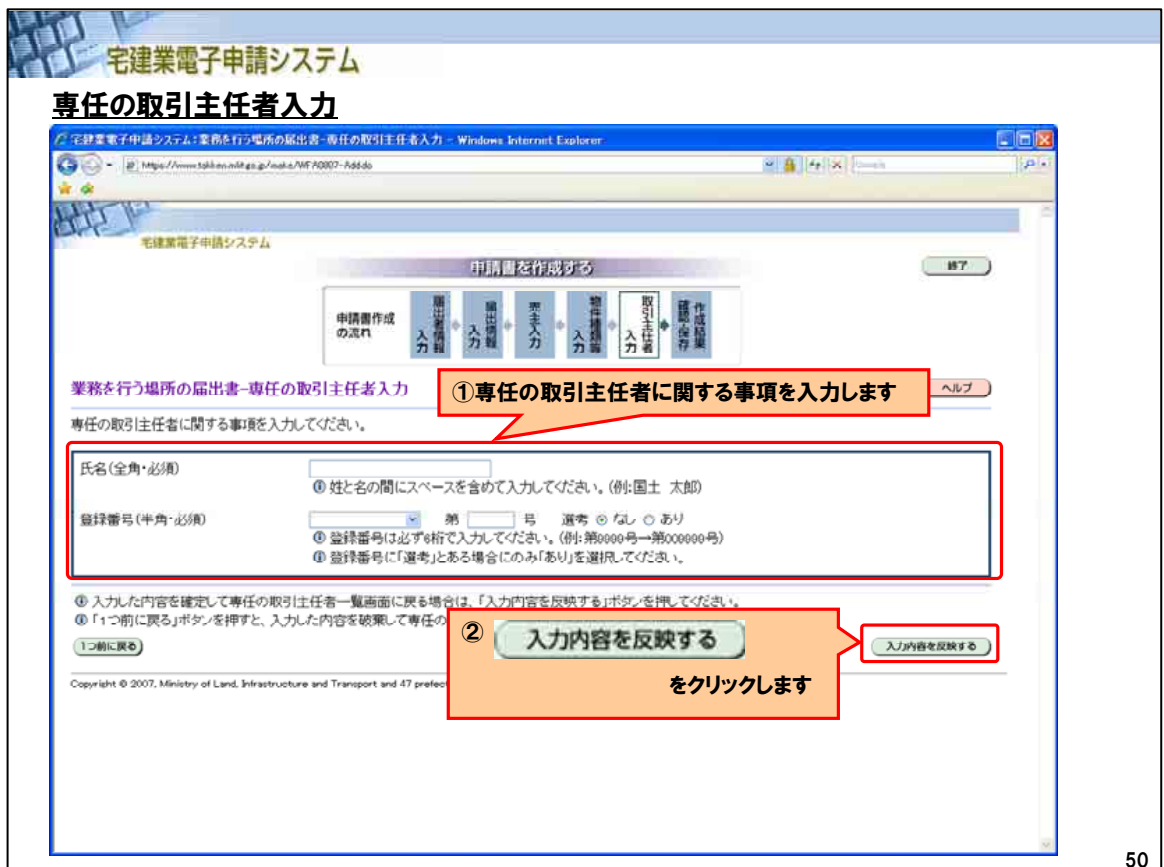
申請データの一時保存

次へ進む をクリックします

48



49



50

宅建業電子申請システム

## 専任の取引主任者一覧

申請書を作成する

申請書作成の流れ

届出情報入力

届出情報入力

票主入力

物件情報入力

取引主任者入力

作成結果確認・保存

業務を行う場所の届出書-専任の取引主任者一覧

今回の届出に係る専任の取引主任者を入力してください。

① 今回の届出に係る専任の取引主任者を編集するには、「編集」ボタンを押してください。

② 今回の届出に関連のない専任の取引主任者を削除するには、「削除」ボタンを押してください。

全1件の内1件～1件を表示しています

| 氏名    | 登録番号             | 編集 | 削除 |
|-------|------------------|----|----|
| 浅部 隆雄 | (東京都知事) 第999999号 | 編集 | 削除 |

専任の取引主任者の追加

今回の届出に係る取引主任者を追加するには、「追加」ボタンを押してください。

申請データの一時保存

入力した内容を保存する場合は、「申請データ保存」ボタンを押してください。

△ この申請データは一時保存用であり、申請のために使用する必要があります。

作成結果を確認する

作成結果を確認するをクリックします

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

51

宅建業電子申請システム

## 作成結果確認・保存

申請書を作成する

申請書作成の流れ

届出情報入力

届出情報入力

票主入力

物件情報入力

取引主任者入力

作成結果確認・保存

業務を行う場所の届出書-作成結果確認・保存

入力した情報に間違いが無いか確認し、申請データを保存してください。

作成結果の確認

「法定様式表示」ボタンを押すと、入力した内容が法定様式に反映されて別ウィンドウで表示されます。

法定様式の保存

「法定様式保存」ボタンを押すと、入力した内容が法定様式に反映されたものがHTML形式で保存されます。

申請データの保存

申請に必要な申請データを保存します。「申請データ保存」ボタンを押して、申請データ(XML形式)を保存してください。

△ 申請データは申請時に添付する必要がありますので必ず保存してください。

作成結果を確認する

作成結果を確認するをクリックします

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

52

### 宅建業電子申請システム

## 作成結果の確認

別ウィンドウに法定様式(紙の申請書のイメージ)が表示され、ブラウザの印刷機能で印刷することが可能です。

法定様式表示をクリックします

### 宅建業電子申請システム

## 申請データの保存

任意のフォルダに保存します

本操作により保存された申請データを、申請提出時に選択する事になりますので、デスクトップ等のわかり易い場所に必ず保存してください。

宅建業電子申請システム

### 申請データ作成完了①

The screenshot shows the '申請書を作成する' (Create Application) page. A progress bar at the top indicates the current step is '申請データ作成完了' (Application Data Creation Complete). A confirmation dialog box from Windows Internet Explorer is displayed, asking: '終了する前に申請データを必ず保存してください。申請書の作成を終了してもよろしいですか?' (Please be sure to save the application data before ending. Is it okay to end the application creation?). The dialog has 'OK' and 'キャンセル' (Cancel) buttons. A red box highlights the 'OK' button with the text '「OK」をクリックします' (Click 'OK'). Below the dialog, a large orange box highlights the '完了' (Complete) button with the text '「申請書を作成する」終了 をクリックします' (Click 'Complete' for 'Create Application').

完了

申請書を作成する

申請書作成の選別 入力 届出情報入力 届出情報入力 完了入力 物件情報入力 取引主情報入力 作成結果確認保存

業務を行う場所の届出書-作成結果確認-保存

入力した情報に間違いが無いか確認し、申請データを保存してください。

作成結果の確認  
「法定様式表示」ボタンを押すと、入力した内容が法定様式で表示されます。

法定様式の表示  
「法定様式保存」ボタンを押すと、入力した内容が法定様式に反映されたものがHTML形式で保存されます。

申請データの保存  
申請に必要な申請データを保存します。「申請データ保存」ボタンを押して、申請データ(XML形式)を保存してください。  
▲ 申請データは申請時に添付する必要がありますので必ず保存してください。

「申請書を作成する」終了 をクリックします

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47

55

宅建業電子申請システム

### 申請データ作成完了②

The screenshot shows the '申請データ作成完了' (Application Data Creation Complete) page. The main message reads: '申請データの作成が完了しました。お疲れ様でした。' (Application data creation is complete. Thank you for your hard work.). Below the message, a note says: '「OK」ボタンを押すと、手続詳細画面に戻ります。' (Pressing the 'OK' button will return you to the procedure details screen.). A red box highlights the 'OK' button with the text '※手続詳細画面に戻ります' (※ Return to the procedure details screen). Another red box highlights the 'OK' button with the text '「OK」をクリックします' (Click 'OK').

申請書を作成する

申請データ作成完了

申請データの作成が完了しました。  
お疲れ様でした。

① 「OK」ボタンを押すと、手続詳細画面に戻ります。

「OK」をクリックします  
※手続詳細画面に戻ります

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47

56

**宅建業電子申請システム**

**【参考】宅建業電子申請システムで作成する申請書以外の申請書類について**

各申請手続において必要となる申請書類には、登記事項証明書等の第三者機関から発行される書類を含めて、宅建業電子申請システムでは作成できない書類が存在します。それら書類の作成方法は以下の通りとなります。

- ① 雛形ファイルを宅建業電子申請システムよりダウンロード可能な書類
 

一部書類については、WordやExcel等の形式の雛形ファイルを手続詳細画面よりダウンロード可能です。パソコンに保存した雛形ファイルに必要事項を記入の上、申請時に送信ください。
- ② 雛形ファイルを宅建業電子申請システムよりダウンロードできない書類
 

宅建業電子申請システムより雛形ファイルをダウンロードできない書類については、独自にWordやExcel等で電子ファイルを作成いただくか、スキャナ等でPDF化して、申請時に送信ください。
- ③ 別送する書類
 

宅建業電子申請システムで作成した申請書以外の書類は、郵送等で別送いただく事も可能です。また一部書類については必ず別送が必須となる場合があります。

注)電子ファイルで申請可能なファイルサイズは、1ファイル3MBまで、且つ送信するファイルの合計が12MBまでである必要があります。

57

**宅建業電子申請システム**

**神奈川県知事**

当手続には、以下の申請書が必要となります。

◆宅建業電子申請システムで作成する申請書

◆添付するファイル

以下の申請書については、当システムを用いて作成していただく必要があります。申請書の作成については、【申請書を作成する】を選択してください。

行状する申請書一覧

| 申請書名                  | 提出条件       | 許容拡張子   | 雛形 |
|-----------------------|------------|---------|----|
| 宅建業特約付(第三者発給)の書換交付申請書 | 必須         | 任意      | あり |
| 申請書                   | 必須         | 条件により必須 | あり |
| 会社印                   | 必須(代理人の場合) | pdf     | あり |

◆宅建業電子申請システムで作成できない申請書が記載されています

◆宅建業電子申請システムで作成できないファイルの詳細が記載されています

【ファイル名】  
書類の名称

【提出条件】  
必須/任意等の条件

【許容拡張子】  
電子ファイルとして使用可能なファイル形式(doc, xls, pdf等)  
※別送が必須の場合は「別送」

【雛形】  
雛形ファイルへのリンク  
※存在しない場合は空白

58

宅建業電子申請システム

【参考】保存した申請データの修正方法(途中保存を含む)

申請書作成機能により作成・保存した申請データ(途中保存を含む)を修正する場合は、以下の手順により実施ください。

**【手続詳細画面】**  
①「申請書を作成する」をクリックします

**【申請データの読み込み画面】**  
①「作成済みの申請データを読み込む」を選択します  
②参照ボタンをクリックして保存した申請データ(XMLファイル)を選択します  
③「次へ進む」をクリックします

**【申請データ入力画面】**  
①前回作成・保存した申請内容が表示されますので、必要な箇所について修正を行います。

宅建業電子申請システム

5-2-2. 免許申請事項の変更の届出



宅建業電子申請システム

### 申請データの取込み

申請書を作成する

免許申請事項の変更の届出-申請データの取込み

既に登録済みの情報や作成済みの情報を取込むことができます。

① 既に登録済みの情報を取込む場合は、「既に登録済みの情報」を選択してください。

② 登録済みの情報については、最新の情報ではない場合があります。

③ 作成済みの申請データを取込む場合は、「作成済みの申請データ」を選択してください。

④ 申請データを取込まない場合は、「指定しない」を選択してください。

申請データの取込み方法

- 既に登録済みの情報を取込む
  - 申請提出者ID
  - パスワード
- 作成済みの申請データを取込む
  - 申請データファイル名
- 指定しない

① 既存データの取込み方法を指定します

② 次へ進む をクリックします

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

63

宅建業電子申請システム

### 届出者情報入力①

申請書を作成する

宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書-届出者情報入力

届出者の情報を入力してください。

変更事項

- 変更事項(必須)
- 簡号又は名称
- 代表者又は個人
- 役員
- 事務所
- 政令2条の2で定める使用人
- 専任の取引主任者

宛先等情報

提出年月日(半角・必須) [ ]年[ ]月[ ]日

宛先(必須) 東京都知事

① 変更事項を選択します

② 宛先等情報を入力します

64

宅建業電子申請システム

## 届出者情報入力②

① 届出者情報を入力します

届出者情報

商号又は名称(全角・必須)

法人・個人の別(必須)  法人  個人

郵便番号(半角・必須)  -

主たる事務所の所在地(都道府県)(必須)

主たる事務所の所在地(市区町村以下)(全角・必須)

氏名(全角・必須)

① 法人の場合は代表者の氏名を入力してください。  
② 姓と名の間スペースを含めて入力してください。(例: 国土 太郎)

電話番号(半角・必須)

ファクシミリ番号(半角)

届出時の免許証番号(半角・必須)  (  ) 第  号  
① 免許証番号は必ず8桁で入力してください。(例: 第9999号→第009999号)

② 次へ進む をクリックします

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 p...

65

宅建業電子申請システム

## 【補足】免許申請事項の変更の届出における申請データの入力について

免許申請事項の変更の届出では、申請内容(変更事項)によって記載が不要となる項目が多数存在します。

書面での申請の場合、記入要領等を参考に申請者の皆様に要否を判断頂いておりますが、宅建業電子申請システムでは当該負担を軽減するため、届出者情報入力画面で選択した「変更事項」によって、入力が不要となる項目については画面を表示しないよう制御しています(※)。

※(例)「商号又は名称」を選択していない場合は、「宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書」の「商号又は名称入力」画面は表示されません。

本テキストにおいては全項目について変更があるという前提で、全画面についての操作方法を記載致しますが、実際の申請の際には選択内容によって表示が異なりますのでご注意ください。

66

### 宅建業電子申請システム

## 商号又は名称入力

宅建業電子申請システム

申請書を作成する

申請書作成の流れ

① 商号又は名称を入力します

宅建建物取引業者名簿登録事項変更届出書-商号又は名称入力

商号又は名称を入力してください。

変更年月日(半角・必須) [ ]年[ ]月[ ]日

変更後 フリガナ(全角カタカナ・必須) [ ]

商号又は名称(全角・必須) 宅建建物取引株式会社

変更前 フリガナ(全角カタカナ・必須) [ ]

商号又は名称(全角・必須) [ ]

② 次へ進む をクリックします

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and

67

### 宅建業電子申請システム

## 代表者又は個人入力①

宅建業電子申請システム

申請書を作成する

宅建建物取引業者名簿登録事項変更届出書-代表者又は個人入力

代表者又は個人入力

① 変更区分を選択します

② 変更後の情報を入力します

変更年月日(半角・必須) [ ]年[ ]月[ ]日

変更後 役名(必須) [ ]

登録番号(半角) [ ] 第 [ ] 号 選考 [ ] なし [ ] あり

フリガナ(全角カタカナ・必須) [ ]

氏名(全角・必須) 宅建 太郎

生年月日(半角・必須) [ ]年[ ]月[ ]日

68

宅建業電子申請システム

### 代表者又は個人入力②

①変更前の情報を入力します

② 次へ進む をクリックします

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

宅建業電子申請システム

### 役員一覧

申請書を作成する

宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書-役員一覧

追加 をクリックします

申請データ保存

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

### 宅建業電子申請システム 役員入力①

宅建業電子申請システム: 宅建業者名簿登録事項変更届出書-役員入力

役員に関する事項を入力してください。

① 代表者  
② 代表者  
③ 代表者  
④ 代表者のほか役員  
⑤ 届出者情報入力

変更後の権及び変更前の権を入力してください。  
変更後の権のみ入力してください。  
変更後の権のみ入力してください。

① 変更区分を選択します

② 変更後の情報を入力します(\*)

※変更区分で「退任」を選択した場合は入力不要です

71

### 宅建業電子申請システム 役員入力②

宅建業電子申請システム: 宅建業者名簿登録事項変更届出書-役員入力

① 変更前の情報を入力します(\*)

② 入力内容を反映する をクリックします

入力内容を反映する

① 入力した内容を確定して役員一覧画面に戻る場合は、「入力内容を反映する」ボタンを押してください。  
② 「1つ前に戻る」ボタンを押すと、入力した内容を破棄して役員一覧画面に戻ります。

1つ前に戻る

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

※変更区分で「就任」を選択した場合は入力不要です

72

### 宅建業電子申請システム

## 役員一覧

① 変更情報が追加されている事を確認し、申請内容に応じて追加を繰り返します

② 次へ進む をクリックします

### 宅建業電子申請システム

## 事務所一覧

追加 をクリックします

### 宅建業電子申請システム

## 事務所入力①

申請書を作成する

申請書作成の流れ

事務所に関する事項を入力してください。

事務所に関する事項

① 事務所の変更の有無にかかわらず、変更前の情報を入力してください。ただし、事務所を新設した場合は、変更後の情報を入力してください。

事務所別の別(必須)

事務所名称(全角・必須)

事務所に関する事項を入力します

75

### 宅建業電子申請システム

## 事務所入力②

事務所の変更に関する事項

① 事務所の変更区分を選択してください。

② 事務所の新設・変更後の情報を入力してください。

③ 事務所の新設・変更前の情報を入力してください。

④ 事務所の所在地に変更がある場合は変更区分で「所在地」を選択し、変更後の情報及び変更前の情報を入力してください。

① 入力する場合には「地方公共団体コード住所一覧」(別ウインドウで表示されます。)を参照してください。

② 「地方公共団体コード住所一覧」に記載されている地方公共団体コードの省略記号文字を入力してください。

変更区分

変更年月日(半角)

変更後

事務所別の別

事務所名称(全角)

郵便番号(半角)

所在地(市区町村コード)(半角)

所在地(都道府県)

所在地(市区町村)(全角)

所在地(地番・方番)(全角)

電話番号(半角)

記事する者の数(半角)

変更年月日(半角)

変更前

事務所名称(全角)

所在地(都道府県)

所在地(市区町村以下)(全角)

入力内容を反映する

入力内容を反映する

① 変更区分を選択します

② 変更後の情報を入力します(※1)

③ 変更前の情報を入力します(※2)

④ 入力内容を反映するをクリックします

※1 変更区分で「廃止」を選択した場合は入力不要です

※2 変更区分で「新設」を選択した場合は入力不要です

76

### 宅建業電子申請システム

## 事務所一覧

申請書を作成する

申請書作成の流れ

申請書情報入力 → 届出情報入力 → 委託者入力 → 代理人入力 → 代理人受任 → 依頼入力 → 事務所入力 → 政令使用人入力 → 取引主任者入力 → 専任の取引主任者入力 → 事務所入力 → 作成結果確認 → 申請書保存

宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書-事務所一覧

別ウィンドウで表示されます ヘルプ

今回の変更届出対象となる事務所を入力してください。

① 変更届出対象の事務所又は変更届出対象の政令第2条の2で定める使用人及び専任の取引主任者が所属する事務所を入力してください。

② 変更届出対象とならない事務所を一覧から削除するには、「削除」ボタンを押してください。

③ 変更届出対象の政令第2条の2で定める使用人を入力・編集するには、「政令使用人を入力する」ボタンを押してください。

④ 変更届出対象の専任の取引主任者を入力・編集するには、「専任の取引主任者を入力する」ボタンを押してください。

※1件の内1件～1件を表示しています

| 変更区分 | 事務所の別  | 事務所の名簿<br>(変更後) | 事務所の名簿<br>(変更前/変更なし) | 編集 | 削除 | 政令使用人を入力する | 専任の取引主任者を入力する |
|------|--------|-----------------|----------------------|----|----|------------|---------------|
| 新設   | 主たる事務所 | 新設事務所           |                      |    |    |            |               |

変更届出対象の事務所の追加  
今回の変更届出対象となる事務所を追加するには、「追加」ボタンを押してください。

申請データの一時保存  
入力した内容を保存する場合は、「申請データ保存」ボタンを押してください。  
※この申請データは一時保存用であり、申請のために使用することはできません。申請する際は、作成結果確認・保存画面で保存した申請用データを使用してください。

申請データ保存

1つ前に戻る 次へ進む

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

77

### 宅建業電子申請システム

## 政令使用人の入力(事務所一覧)

申請書を作成する

申請書作成の流れ

申請書情報入力 → 届出情報入力 → 委託者入力 → 代理人入力 → 代理人受任 → 依頼入力 → 事務所入力 → 政令使用人入力 → 取引主任者入力 → 専任の取引主任者入力 → 事務所入力 → 作成結果確認 → 申請書保存

宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書-事務所一覧

別ウィンドウで表示されます ヘルプ

今回の変更届出対象となる事務所を入力してください。

① 変更届出対象の事務所又は変更届出対象の政令第2条の2で定める使用人及び専任の取引主任者が所属する事務所に関する事項を編集するには、「編集」ボタンを押してください。

② 変更届出対象とならない事務所を一覧から削除するには、「削除」ボタンを押してください。

③ 変更届出対象の政令第2条の2で定める使用人を入力・編集するには、「政令使用人を入力する」ボタンを押してください。

④ 変更届出対象の専任の取引主任者を入力・編集するには、「専任の取引主任者を入力する」ボタンを押してください。

※1件の内1件～1件を表示しています

| 変更区分 | 事務所の別  | 事務所の名簿<br>(変更後) | 事務所の名簿<br>(変更前/変更なし) | 編集 | 削除 | 政令使用人を入力する | 専任の取引主任者を入力する |
|------|--------|-----------------|----------------------|----|----|------------|---------------|
| 新設   | 主たる事務所 | 新設事務所           |                      |    |    |            |               |

変更届出対象の事務所の追加  
今回の変更届出対象となる事務所を追加するには、「追加」ボタンを押してください。

申請データの一時保存  
入力した内容を保存する場合は、「申請データ保存」ボタンを押してください。  
※この申請データは一時保存用であり、申請のために使用することはできません。申請する際は、作成結果確認・保存画面で保存した申請用データを使用してください。

申請データ保存

1つ前に戻る 次へ進む

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

78

### 宅建業電子申請システム

## 政令第2条の2で定める使用人一覧

宅建業電子申請システム:宅建業取引業者名簿登録事項変更届出書-政令第2条の2で定める使用人一覧 - Windows Internet Explorer

宅建業電子申請システム

申請書を作成する

申請書作成の流れ

申請書入力  
届出者入力  
名称入力  
住所入力  
代表者入力  
役員入力  
業務所入力  
政令使用人  
取引主者  
監理者入力  
事務所入力  
作成結果  
届出保存

宅建業取引業者名簿登録事項変更届出書-政令第2条の2で定める使用人一覧

今回の変更届出対象となる政令第2条の2で定める使用人を入力してください。

事務所の名称 新設事務所

現在今回の変更届出対象となる政令第2条の2で定める使用人は存在しません。

変更届出対象の政令第2条の2で定める使用人の追加

今回の変更届出対象となる政令第2条の2で定める使用人を追加するには、「追加」ボタンを押してください。

**追加 をクリックします**

申請データ保存

事務所一覧画面に戻る

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

79

### 宅建業電子申請システム

## 政令第2条の2で定める使用人入力①

宅建業電子申請システム:宅建業取引業者名簿登録事項変更届出書-政令第2条の2で定める使用人入力 - Windows Internet Explorer

宅建業電子申請システム

申請書を作成する

申請書作成の流れ

届出者入力  
名称入力  
住所入力  
代表者入力  
役員入力  
業務所入力  
政令使用人  
取引主者  
監理者入力  
事務所入力  
作成結果  
届出保存

宅建業取引業者名簿登録事項変更届出書-政令第2条の2で定める使用人入力

政令第2条の2で定める使用人に関する事項を入力してください。

①変更区分を選択します

②変更後の情報を入力します(※)

変更区分(必須)

変更年月日(半角) 年 月 日

変更後 登録番号(半角) 第 号 選考 あり

フリガナ(全角カタカナ)

氏名(全角)

生年月日(半角) 年 月 日

※変更区分で「退任」を選択した場合は入力不要です

80

宅建業電子申請システム

### 政令第2条の2で定める使用人入力②

①変更前の情報を入力します(※)

変更年月日(半角) 年 月 日

変更前 登録番号(半角) 第 号 選考 なし あり

① 取引主任者である場合は入力してください。  
① 登録番号は必ず6桁で入力してください。(例:第9999号→第009999号)  
① 登録番号に「選考」とある場合にのみ「あり」を選択してください。

フリガナ(全角カタカナ)

① 姓と名の間にスペースを含めて入力してください。(例:コクド タロウ)

氏名(全角)

① 姓と名の間にスペースを含めて入力してください。(例:国土 太郎)

生年月日(半角) 年 月 日

① 入力した内容を確定して政令第2条の2で定める使用人一覧画面に戻る場合は、「入力内容を反映する」ボタンを押してください。  
① 「1つ前に戻る」ボタンを押すと、入力した内容を破棄して政令第2条の2で定める使用人一覧画面に戻ります。

1つ前に戻る **② 入力内容を反映する をクリックします** 入力内容を反映する

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

※変更区分で「就任」を選択した場合は入力不要です

宅建業電子申請システム

### 政令第2条の2で定める使用人一覧

申請書を作成する

申請書作成の流れ: 入力情報入力 → 登録番号入力 → 代表者入力 → 役員入力 → 事務所入力 → **政令使用人入力** → 取引主任者入力 → 事務所入力 → 作成結果確認

宅建業電子申請システム

宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書-政令第2条の2で定める使用人一覧

今回の変更届出対象となる政令第2条の2で定める使用人を入力してください。

事務所の名称 新設事務所

① 今回の変更届出対象となる政令第2条の2で定める使用人に関する事項を編集するには、「編集」ボタンを押してください。  
① 今回の変更届出対象となる政令第2条の2で定める使用人を削除するには、「削除」ボタンを押してください。

| 変更区分 | 氏名(変更後) | 氏名(変更前) |                                             |
|------|---------|---------|---------------------------------------------|
| 就任   | 宅建 太郎   |         | <b>①変更情報が追加されている事を確認し、申請内容に応じた追加を繰り返します</b> |

変更届出対象の政令第2条の2で定める使用人の追加

今回の変更届出対象となる政令第2条の2で定める使用人を追加するには、「追加」ボタンを押してください。  
① 政令第2条の2で定める使用人の入力は、1つの事務所あたり最大8人まで入力できます。

申請データの一時保存

入力した内容を保存する場合は、「申請データ保存」ボタンを押してください。  
△この申請データは一時保存用であり、申請のために使用することはできません。申請する際は、作成結果確認-保存画面で保存した申請データを使用してください。

事務所一覧画面に戻る **② 事務所一覧画面に戻る をクリックします**

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

### 宅建業電子申請システム

## 専任の取引主任者の入力(事務所一覧)

申請書を作成する

申請書作成の流れ

申請書情報入力

届出情報入力

登記簿情報入力

代表者情報入力

役員入力

事務所入力

政令使用人入力

取引主任者入力

契約書入力

事務所入力

作成結果確認の保存

終了

### 宅建物取引業者名簿登録事項変更届出書-事務所一覧

別ウィンドウで表示されます ヘルプ

今回の変更届出対象となる事務所を入力してください。

① 変更届出対象の事務所又は変更届出対象の政令第2条の2で定める使用人及び専任の取引主任者が所属する事務所に関する事項を編集するには、「編集」ボタンを押してください。

② 変更届出対象とならない事務所を一覧から削除するには、「削除」ボタンを押してください。

③ 変更届出対象の政令第2条の2で定める使用人を入力・編集するには、「政令使用人を入力する」ボタンを押してください。

④ 変更届出対象の専任の取引主任者を入力・編集するには、「専任の取引主任者を入力する」ボタンを押してください。

全1件の内1件～1件を表示しています

| 変更区分 | 事務所の別 | 事務所の名称<br>(変更後) | 事務所の名称<br>(変更前/変更なし) | 編集 | 削除 | 政令使用人を入力する | 専任の取引主任者を入力する |
|------|-------|-----------------|----------------------|----|----|------------|---------------|
| 新設   | 専任事務所 | 新設事務所           |                      |    |    |            |               |

変更届出対象の事務所の追加  
今回の変更届出対象となる事務所を追加するには、「追加」ボタンを押してください。

申請データの一時保存  
入力した内容を保存する場合は、「申請データ保存」ボタンを押してください。  
△この申請データは一時保存用であり、申請のために使用することはできません。申請する際は、作成結果確認・保存画面で保存した申請用データを使用してください。

申請データ保存

1つ前に戻る

次へ進む

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

83

### 宅建業電子申請システム

## 専任の取引主任者一覧

申請書を作成する

申請書作成の流れ

申請書情報入力

届出情報入力

登記簿情報入力

代表者情報入力

役員入力

事務所入力

政令使用人入力

取引主任者入力

契約書入力

事務所入力

作成結果確認の保存

終了

### 宅建物取引業者名簿登録事項変更届出書-専任の取引主任者一覧

別ウィンドウで表示されます ヘルプ

今回の変更届出対象となる専任の取引主任者を入力してください。

事務所の名称 新設事務所

現在今回の変更届出対象となる専任の取引主任者は存在しません。

変更届出対象の専任の取引主任者の追加  
「追加」ボタンを押してください。

| 追加 | 追加 |
|----|----|
|    |    |

申請データの一時保存  
入力した内容を保存する場合は、「申請データ保存」ボタンを押してください。  
△この申請データは一時保存用であり、申請のために使用することはできません。申請する際は、作成結果確認・保存画面で保存した申請用データを使用してください。

申請データ保存

事務所一覧画面に戻る

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

84

宅建業電子申請システム

### 専任の取引主任者入力①

申請書を作成する

申請書作成の流れ

専任の取引主任者に関する事項を入力してください。

① 専任 ② 専任 ③ 専任 ④ 専任の取引主任者

① 変更区分を選択します

② 変更後の情報を入力します(※)

※変更区分で「退任」を選択した場合は入力不要です

85

宅建業電子申請システム

### 専任の取引主任者入力②

申請書を作成する

申請書作成の流れ

専任の取引主任者に関する事項を入力してください。

① 専任 ② 専任 ③ 専任 ④ 専任の取引主任者

① 変更前の情報を入力します(※)

② 入力内容を反映する をクリックします

※変更区分で「就任」を選択した場合は入力不要です

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

86

### 宅建業電子申請システム

#### 専任の取引主任者一覧

宅建業電子申請システム

申請書作成の流れ

申請書作成のの流れ → 提出申請情報入力 → 署名又は捺印入力 → 代表者受任入力 → 役員入力 → 事務所入力 → 取引主任者入力 → 取引主任者入力 → 契約者入力 → 事務所入力 → 確認保存 → 作成結果

宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書-専任の取引主任者一覧

別ウィンドウで表示されます ヘルプ

今回の変更届出対象となる専任の取引主任者を入力してください。

事務所の名称 新設事務所

① 今回の変更届出対象となる専任の取引主任者に関する事項を編集するには、「編集」ボタンを押してください。  
② 今回の変更届出対象に関連のない専任の取引主任者を削除するには、「削除」ボタンを押してください。

※1件の内11件～11件を表示しています

| 変更区分 | 氏名(変更後) | 氏名(変更前) |    |    |
|------|---------|---------|----|----|
| 新任   | 毛塚 大郎   |         | 編集 | 削除 |

変更届出対象の専任の取引主任者の追加  
今回の変更届出対象となる専任の取引主任者を追加するには、「追加」ボタンを押してください。

申請データの一時保存  
入力した内容を保存する場合は、「申請データ保存」ボタンを押してください。  
△ この申請データは一時保存用であり、申請のために使用することはできません。申請する際は、作成結果確認・保存画面で保存した申請データを使用してください。

事務所一覧画面に戻る

② 事務所一覧画面に戻る をクリックします

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

87

### 宅建業電子申請システム

#### 事務所一覧

宅建業電子申請システム

申請書作成の流れ

申請書作成のの流れ → 提出申請情報入力 → 署名又は捺印入力 → 代表者受任入力 → 役員入力 → 事務所入力 → 取引主任者入力 → 取引主任者入力 → 契約者入力 → 事務所入力 → 確認保存 → 作成結果

宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書-事務所一覧

別ウィンドウで表示されます ヘルプ

今回の変更届出対象となる事務所を入力してください。

① 変更届出対象の事務所又は変更届出対象の政令第2条の2で定める使用人及び専任の取引主任者が所属する事務所に関する事項を編集するには、「編集」ボタンを押してください。  
② 変更届出対象とならない事務所を一覧から削除するには、「削除」ボタンを押してください。  
③ 変更届出対象の政令第2条の2で定める使用人を入力・編集するには、「政令使用人を入力する」ボタンを押してください。  
④ 変更届出対象の専任の取引主任者を入力・編集するには、「専任の取引主任者を入力する」ボタンを押してください。

※1件の内11件～11件を表示しています

| 変更区分 | 事務所の別  | 事務所の名称<br>(変更後) | 事務所の名称<br>(変更前/変更なし) |    |    |            |               |
|------|--------|-----------------|----------------------|----|----|------------|---------------|
| 新設   | 主たる事務所 | 新設事務所           |                      | 編集 | 削除 | 政令使用人を入力する | 専任の取引主任者を入力する |

変更届出対象の事務所の追加  
今回の変更届出対象となる事務所を追加するには、「追加」ボタンを押してください。

申請データの一時保存  
入力した内容を保存する場合は、「申請データ保存」ボタンを押してください。  
△ この申請データは一時保存用であり、申請のために使用することはできません。申請する際は、作成結果確認・保存画面で保存した申請データを使用してください。

申請データ保存

次へ進む

次へ進む をクリックします

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

88

### 宅建業電子申請システム

## 誓約書入力

① 誓約書に関する事項を入力します

② 次へ進む をクリックします

### 宅建業電子申請システム

## 事務所一覧(専任の取引主任者設置証明書)

編集 をクリックします

| 事務所の名称 | 事務所の所在地         |
|--------|-----------------|
| 新設事務所  | 東京都千代田区丸の内1-1-1 |

### 宅建業電子申請システム

#### 事務所入力(専任の取引主任者設置証明書)

①事務所に関する事項を入力します

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 事務所の名称                 | 新設事務所  |
| 事務所の所在地(都道府県)(必須)      | 東京都    |
| 事務所の所在地(市郡区町村)(全角・必須)  | 千代田区豊町 |
| 事務所の所在地(地番・方書き)(全角・必須) | 1-1-1  |
| 専任の取引主任者の数(半角・必須)      | 1名     |
| 従事する者の数(半角・必須)         | 1名     |

② 入力内容を反映する をクリックします

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

91

### 宅建業電子申請システム

#### 事務所一覧(専任の取引主任者設置証明書)

専任の取引主任者設置証明書-事務所一覧

「編集」ボタンを押して事務所に関する事項を入力してください。

全1件の内1件~1件を表示しています

|        |                |
|--------|----------------|
| 事務所の名称 | 事務所の所在地        |
| 新設事務所  | 東京都千代田区豊町1-1-1 |

申請データの一時保存

入力した内容を保存する場合は、「申請データ保存」ボタンを押してください。

△この申請データは一時保存用であり、申請のために使用することはできません。申請する際は、作成結果確認・保存画面で保存した申請用データを使用してください。

申請データ保存

次へ進む をクリックします

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

92



宅建業電子申請システム

事務所一覧(事務所を使用する権原に関する画面)

宅建業電子申請システム:事務所を使用する権原に関する画面-事務所一覧 - Windows Internet Explorer

宅建業電子申請システム

申請書を作成する

申請書作成の流れ

事務所を使用する権原に関する画面-事務所一覧

「編集」ボタンを押して事務所を使用する権原に関する事項を入力してください。

全1件の内1件~1件を表示しています

| 事務所の名称 | 事務所の所在地       |
|--------|---------------|
| 新設事務所  | 東京都千代田区扇1-1-1 |

申請データの一時保存

入力した内容を保存する場合は、「申請データ保存」ボタンを押してください。

▲ この申請データは一時保存用であり、申請のために使用することはできません。申請する際は、作成結果確認・保存画面で保存した申請用データを使用してください。

申請データ保存

1つ前に戻る

次へ進む をクリックします

次へ進む

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

95

宅建業電子申請システム

作成結果確認・保存(操作方法は「業務を行う場所の届出」と同様です)

宅建業電子申請システム:宅建業電子申請システム:作成結果確認・保存 - Windows Internet Explorer

宅建業電子申請システム

申請書を作成する

宅建業電子申請システム:宅建業電子申請システム:作成結果確認・保存

入力した情報に間違いがないか確認し、申請データが保存してください。

宅建業電子申請システム:宅建業電子申請システム:作成結果の確認

「法定様式表示」ボタンを押すと、入力した内容が法定様式で印刷された状態で別ウィンドウで表示されます。

法定様式表示

誓約書の作成結果の確認

「法定様式表示」ボタンを押すと、入力した内容が法定様式で印刷された状態で別ウィンドウで表示されます。

法定様式表示

専任の取引主任者設置証明書の作成結果の確認

「法定様式表示」ボタンを押すと、入力した内容が法定様式で印刷された状態で別ウィンドウで表示されます。

法定様式表示

事務所を使用する権原に関する画面の作成結果の確認

「法定様式表示」ボタンを押すと、入力した内容が法定様式で印刷された状態で別ウィンドウで表示されます。

法定様式表示

法定様式の保存

「法定様式の保存」ボタンを押すと、入力した内容を法定様式で印刷したもののPDF形式で保存されます。

① 印刷した法定様式は作成した時点、1つの印刷用データとして保存されます。

法定様式保存

申請データの保存

申請に必要な申請データが保存されます。「申請データ保存」ボタンを押して、申請データがPDF形式で保存してください。

▲ 申請データは申請時に送信する必要がありますので必ず保存してください。

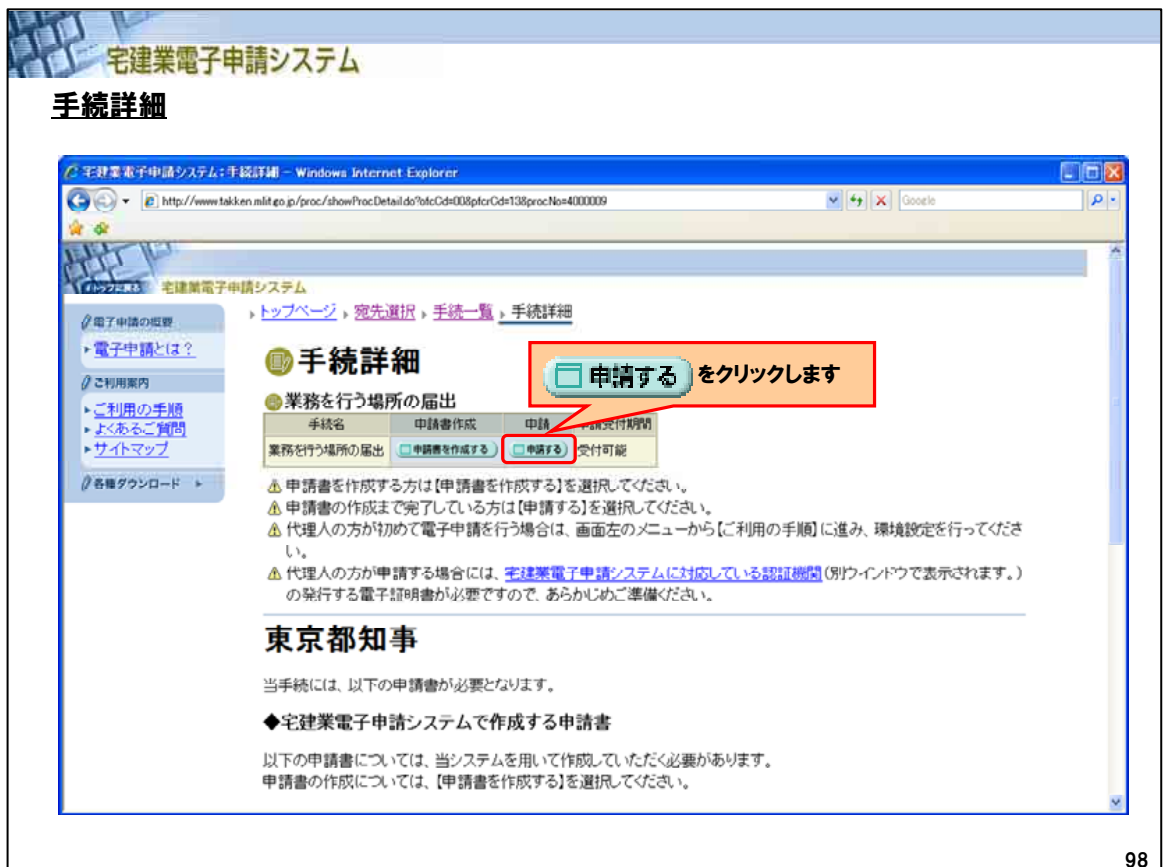
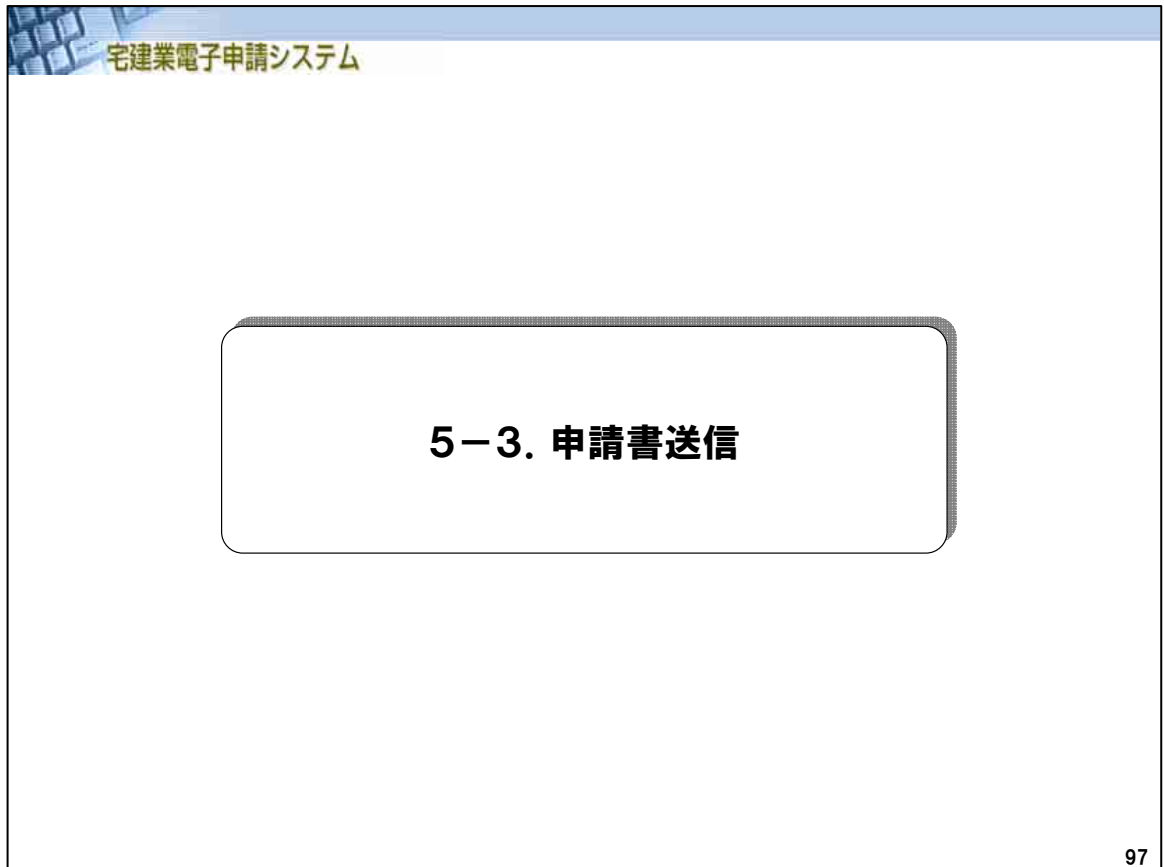
① 印刷した申請書が1つの申請データとして保存されます。

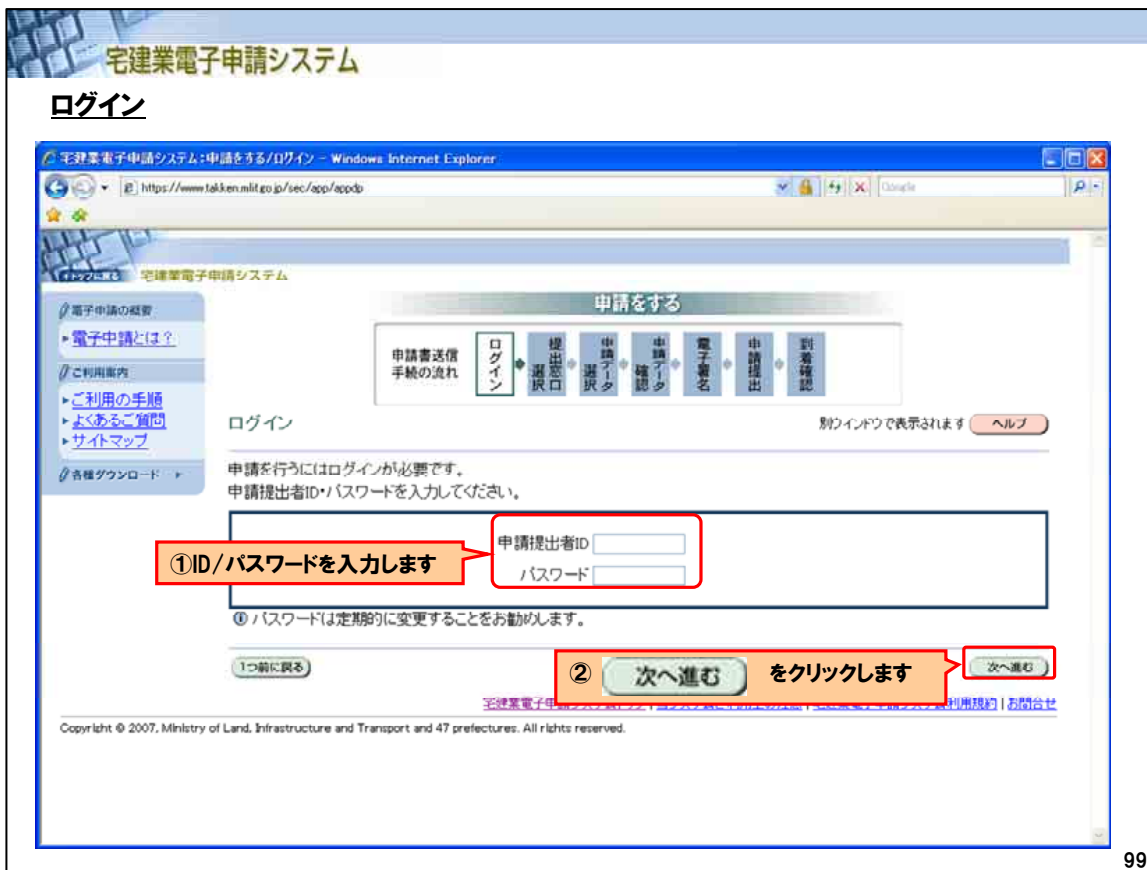
申請データ保存

1つ前に戻る

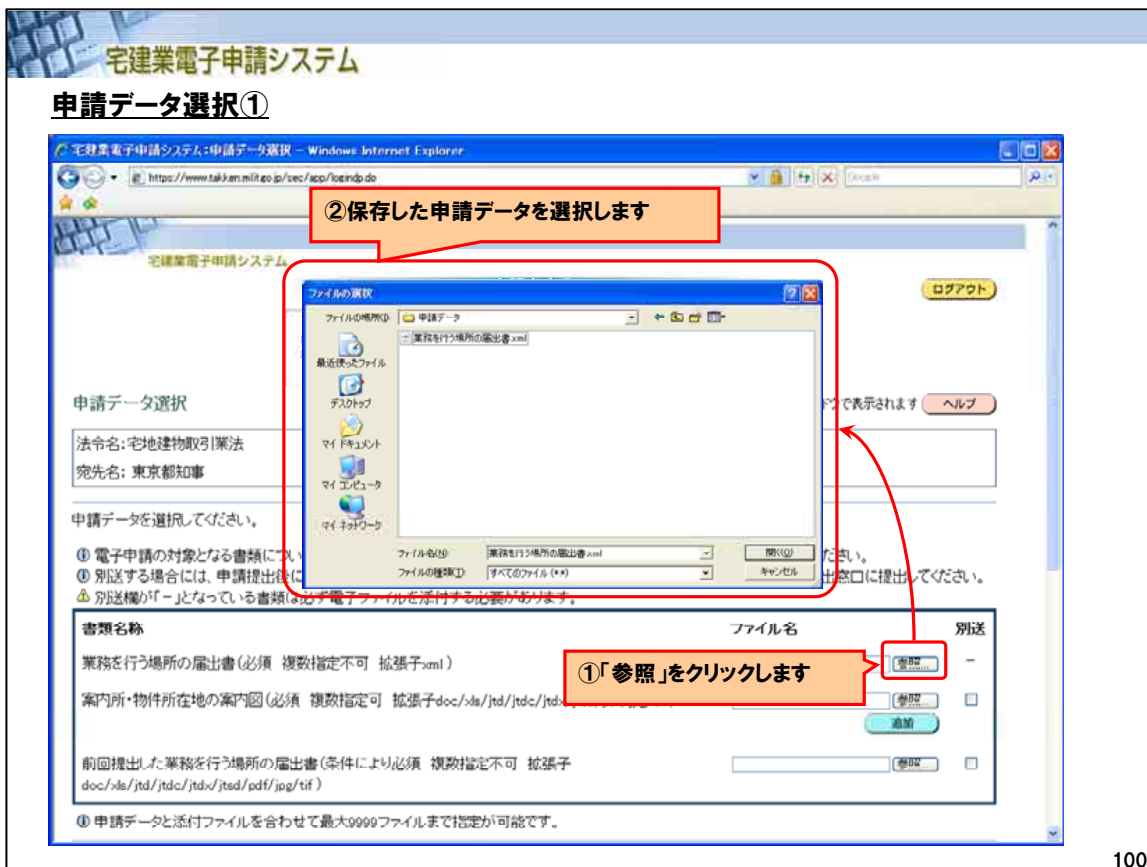
「申請書を作成する」終了

96





99



100

宅建業電子申請システム

### 申請データ選択②

①前頁の書類以外に添付または別送するファイルが存在する場合、書類名の入力とファイル選択を行います

添付ファイルの指定は任意です。添付書類名を入力し、添付ファイルを選択してください。

添付書類名(全角50文字以内) 添付ファイル

① 添付ファイルには、右記の形式(拡張子)のファイルが指定できます。(doc/xls/jtd/jtdc/jtds/jtds/pdf/jpg/tif)  
② 添付書類名、添付ファイルは複数指定できます。

電子申請の対象となる書類とは別に、郵送等による別送書類がある場合、その名称を入力してください。ただし、入力可能文字数は最大50文字以内です。半角は2文字で全角1文字分に相当します。また、別送する場合には申請提出後に表示可能な「到着確認シート」を印刷して、電子申請後3日以内に別送書類と一緒に提出窓口に提出してください。

別送書類名

① 別送書類名は最大9999書類分まで指定が可能です。

1つ前に戻る 2 次へ進む をクリックします 次へ進む

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

宅建業電子申請システム

### 申請データ確認

①申請する手続や、選択した申請データや添付ファイル等に誤りがないことを確認します

申請データ確認

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 法令名: 宅地建物取引業法     | 手続名: 業務を行う場所の届出    |
| 利用者名: 法人 申請       | 申請提出者名: 法人 申請者     |
| 宛先名: 東京都知事        | 提出窓口名: 東京都         |
| 申請・提出区分: 新規       |                    |
| <b>申請データ一覧</b>    |                    |
| 業務を行う場所の届出書       | 業務を行う場所の届出書.xml    |
| 案内所・物件所在地の案内図     | 案内図1.jpg           |
| 前回提出した業務を行う場所の届出書 | 前回の業務を行う場所の届出書.doc |
| <b>添付ファイル一覧</b>   |                    |
| 添付書類              | 添付資料.doc           |
| <b>別送書類</b>       |                    |
| 別送書類              |                    |

① 申請書の内容に間違いがなければ、「次へ進む」ボタンを押してください。

1つ前に戻る 2 次へ進む をクリックします 次へ進む

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.



103



104

### 宅建業電子申請システム

## 到着確認シートの表示・ダウンロード

到着確認

到着確認シート

以下のリンクから到着確認シートの表示およびダウンロードを行ってください。

- ① 到着確認シートには、今回の申請の到着番号および受付結果が記載されています。「到着確認シートの表示」に進むと内容を確認できます。あなたの記録のために「到着確認シートのダウンロード」から到着確認シートファイルをダウンロードし、大切に保管することをおすすめします。
- ② 到着確認シートの表示 (別ウィンドウで表示されます。)
- ③ 到着確認シートのダウンロード (zip形式)

④ この申請の審査状況は、後でトップ画面の「申請状況を確認する」をクリックしてください。

⑤ 到着確認シートは、後でトップ画面の「申請状況を確認する」からダウンロードすることができます。

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

**到着確認シートには、申請を一意に識別する「到着番号」が記載されていますので、表示確認および保存を行ってください。**

105

### 宅建業電子申請システム

## 申請終了①

申請をする

申請書送信 手続きの流れ

ログイン

提出窓口

申請データ

申請完了

申請提出

到着確認

申請は到着しました。

以下のリンクから到着確認シートの表示およびダウンロードを行ってください。

- ① 到着確認シートには、今回の申請の到着番号および受付結果が記載されています。「到着確認シートの表示」に進むと内容を確認できます。あなたの記録のために「到着確認シートのダウンロード」から到着確認シートファイルをダウンロードし、大切に保管することをおすすめします。
- ② 到着確認シートの表示 (別ウィンドウで表示されます。)
- ③ 到着確認シートのダウンロード (zip形式)

④ この申請の審査状況は、後でトップ画面の「申請状況を確認する」をクリックしてください。

⑤ 到着確認シートは、後でトップ画面の「申請状況を確認する」からダウンロードすることができます。

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

**「申請をする」終了 をクリックします**

106

宅建業電子申請システム

### 申請終了②

申請をする

申請終了

終了しました。  
お疲れ様でした。

① [OK]ボタンを押すと、宅建業電子申請システムのトップ画面に戻ります。

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport

OK をクリックします  
※トップ画面に戻ります

107

宅建業電子申請システム

## 5-4. 申請状況確認

108

### 宅建業電子申請システム

#### トップ画面

宅建業電子申請システム

当システムのご利用にあたっては「[当システムご利用上の注意](#)」及び「[宅建業電子申請システム利用規約](#)」をお読みになり、ご理解いただいたうえでご利用ください。

**重要なお知らせ**

- 平成20年8月25日(月)午後8時から8月26日(火)午前8時までの間、システムを停止します。(平成20年8月19日更新)
- 動作確認環境の更新について(Windows XP SP3/Firefox3)(平成20年8月1日更新)
- 「TIFF形式」の添付ファイルについて(平成19年10月27日更新)
- 平成19年11月1日(木)13時から電子申請可能な手続を追加します。(平成19年10月5日更新)
- 宅建業電子申請システムのサービスを開始しました。(平成19年9月9日更新)

初めてご利用の方へ **申請状況を確認する** テムをご利用していただくため  
必要があります

利用者情報等を登録・編集 ます

申請・届出をする 申請書の提出などを行えます

**申請状況を確認する** 申請に対する処理状況の確認、補正、取下げを行えます

[当システムご利用上の注意](#) | [宅建業電子申請システム利用規約](#) | [お問合せ](#)

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

109

### 宅建業電子申請システム

#### ログイン

宅建業電子申請システム

申請状況を確認する

ログイン 別ウィンドウで表示されます ヘルプ

申請状況を確認するにはログインが必要です。  
申請提出者ID・パスワードを入力してください。

①ID/パスワードを入力します

申請提出者ID

パスワード

② 次へ進む をクリックします

次へ進む

ヘルプ

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

110

### 宅建業電子申請システム

## 提出済み申請一覧

申請状況を確認する

提出済み申請一覧

申請状況を確認したい申請書の到着番号を選択してください。

全236件の内1件~10件を表示しています

| 到着番号        | 申請状況 | 到着日付        | 手続名                    |
|-------------|------|-------------|------------------------|
| 09130900010 |      |             | 業務を行う場所の届出             |
| 09130900009 |      |             | 業務を行う場所の届出             |
| 09131400004 |      |             | 宅地建物取引業保証協会の社員身分得喪の報告等 |
| 09131400003 |      |             | 宅地建物取引業保証協会の社員身分得喪の報告等 |
| 09131400002 | 審査中  | 2008年08月21日 | 宅地建物取引業保証協会の社員身分得喪の報告等 |
| 09130200017 |      | 2008年08月21日 | 宅地建物取引業の更新免許           |
| 09130200016 |      | 2008年08月21日 | 宅地建物取引業の更新免許           |
| 09130200015 | 審査中  | 2008年08月21日 | 宅地建物取引業の更新免許           |
| 09130900008 | 審査中  | 2009年09月20日 | 業務を行う場所の届出             |
| 09130900007 | 審査中  | 2009年09月20日 | 業務を行う場所の届出             |

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

111

### 宅建業電子申請システム

## 申請状況の表示・確認

申請状況を確認する

申請状況の表示・確認

申請状況 **到達**

「到達」とは申請データが宅建業電子申請システムで受信された際の処理状況です。

| 到着番号        | 到着結果     | 到着日時        | 受付可能       |
|-------------|----------|-------------|------------|
| 09130900009 |          | 2008年08月08日 |            |
| 宛先名         | 東京都知事    | 提出窓口名       | 東京都        |
| 法令名         | 宅地建物取引業法 | 手続名         | 業務を行う場所の届出 |

申請提出時に到着確認シートの確認またはダウンロードを実施しなかった場合は、以下のリンクから再実施できます。

[到着確認シートの表示・確認](#) (別ウィンドウで表示されます。)

[到着確認シートのダウンロード](#) (zip形式)

①「取下げを行う」ボタンを押すと、申請を取下げることができます。なお、取下げ処理の完了については必要に応じてメールでお知らせいたします。申請状況が「手続終了(取下げ済)」となったことで処理の完了を確認してください。

取下げを行う

提出済み申請一覧へ戻る

「申請状況を確認する」終了

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

112

宅建業電子申請システム

【補足】申請状況の表示・確認

申請状況表示・確認画面で表示される申請状況と行政庁における処理状況との対応は以下のとおりです。

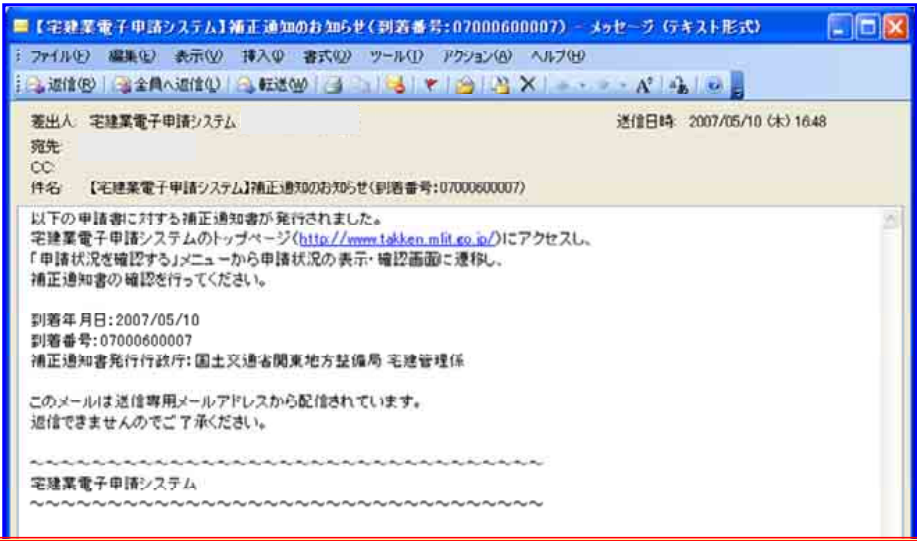
| 申請状況        | 行政庁での処理状況                                            |
|-------------|------------------------------------------------------|
| 到達          | 「到達」とは申請データが宅建業電子申請システムで受信された際の処理状況です。               |
| 審査中         | 「審査中」とは申請の受付が完了し、審査が終了するまでの処理状況です。                   |
| 審査中(補正待ち)   | 「審査中(補正待ち)」とは申請データに不備がある等によって、補正通知書が発行された際の処理状況です。   |
| 審査中(取下げ処理中) | 「審査中(取下げ処理中)」とは申請提出者が取下げ処理依頼を行い、取下げ処理が終了するまでの処理状況です。 |
| 手続終了        | 「手続終了」とは行政庁が決裁を完了するなどして、一連の手続が終了した際の処理状況です。          |
| 手続終了(取下げ)   | 「手続終了(取下げ)」とは申請提出者が取下げ依頼を行い、取下げ処理が終了した際の処理状況です。      |

宅建業電子申請システム

5-5. 補正申請

宅建業電子申請システム

### 補正通知のお知らせの確認



行政庁より申請内容の不備に関する修正依頼を記載した通知(補正通知)が発行されると、補正通知のお知らせメールが送信されます。  
「5-4. 申請状況確認」と同様の手順で、対象の到着番号の「申請状況の表示・確認画面」を表示してください。

115

宅建業電子申請システム

### 申請状況の表示・確認



申請状況の表示・確認

申請状況 審査中(補正待ち)

「審査中(補正待ち)」とは申請データに不備がある等によって、補正通知書が発行された際の処理状況です。

|      |             |       |            |
|------|-------------|-------|------------|
| 到着番号 | 00140100001 | 到着結果  | 受付可能       |
| 到着日時 | 2006年06月30日 | 提出窓口名 | 神奈川県       |
| 宛先名  | 神奈川県知事      | 手続名   | 宅地建物取引業の免許 |
| 法令名  | 宅地建物取引業法    |       |            |

申請提出時に到着確認シートの確認またはダウンロードを実施しなかった場合は、以下のリンクから再実施できます。

[到着確認シートを表示・確認\(別ウィンドウで表示されます。\)](#)

[到着確認シートのダウンロード\(※形式\)](#)

**補正通知書**

以下のリンクから補正通知書の確認の[補正通知書の表示・確認](#)をクリックします

補正

補正をすることができず、「補正をする」ボタンを押してください。

④「取下げを行う」ボタンを押すと、申請を取下げることができます。なお、取下げ処理の完了については必要な措置を行いますので多少時間がかかります。申請状況が「手続終了(取下げ)」となったことで処理の完了を確認してください。

補正通知書が発行されていない場合、「補正通知書の表示・確認」のリンクは表示されません。

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.


116



宅建業電子申請システム

### 申請データ選択

申請データ選択画面が表示されますので、「5-3. 申請書送信」と同様に申請データを選択します。  
以降の操作についても、新規の申請と同様です



119

宅建業電子申請システム

## 5-6. 取下げ

120

### 宅建業電子申請システム

## 取下げの実施

宅建業電子申請システム

申請状況を確認する

ログアウト

申請状況の表示・確認

別ウィンドウで表示されます ヘルプ

|                                        |             |       |            |
|----------------------------------------|-------------|-------|------------|
| 申請状況                                   | 到達          |       |            |
| 「到達」とは申請データが宅建業電子申請システムで受信された際の処理状況です。 |             |       |            |
| 到着番号                                   | 08130900009 | 到着結果  | 実行可能       |
| 到着日時                                   | 2009年09月03日 | 提出窓口名 | 東京都        |
| 宛先名                                    | 東京都知事       | 手続名   | 業務を行う場所の届出 |
| 法令名                                    | 宅地建物取引業法    |       |            |

申請提出時に到着確認シートの確認またはダウンロード確認シートの表示・確認(別ウィンドウで表示)または到着確認シートのダウンロード(zip形式)が可能です。

①「取下げを行う」ボタンを押すと、申請を取下げることができます。取下げ処理の完了については必要な措置を行いますので多少時間がかかります。申請状況が「手続終了(取下げ)」となったことで処理の完了を確認してください。

取下げを行う

取下げを行う

提出済み申請一覧へ戻る

「申請状況を確認する」終了

申請状況が「審査中(取下げ処理中)」「手続終了」「手続終了(取下げ)」のときは、申請の取下げを行う事はできません。この場合、「取下げを行う」ボタンは表示されません。

121

### 宅建業電子申請システム

## 取下げ確認

宅建業電子申請システム

申請状況を確認する

ログアウト

取下げ確認

別ウィンドウで表示されます ヘルプ

|      |             |       |            |
|------|-------------|-------|------------|
| 申請状況 | 到達          |       |            |
| 到着番号 | 08130900009 | 到着結果  | 実行可能       |
| 到着日時 | 2009年09月03日 | 提出窓口名 | 東京都        |
| 宛先名  | 東京都知事       | 手続名   | 業務を行う場所の届出 |
| 法令名  | 宅地建物取引業法    |       |            |

取下げの申請の内容に間違いがない場合は「申請を取下げる」ボタンを押してください。

申請を取下げる

申請を取下げる

1つ前に戻る

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

122

宅建業電子申請システム

### 申請状況の表示・確認(取下げ処理中)

申請状況が『審査中(取下げ処理中)』となっている事を確認します

申請状況を確認する

ログアウト

申請状況の表示・確認

別ウインドウで表示されます ヘルプ

申請状況

審査中(取下げ処理中)

「審査中(取下げ処理中)」とは申請提出者が取下げ依頼を行い、取下げ処理が終了するまでの処理状況です。

|      |             |       |            |
|------|-------------|-------|------------|
| 到着番号 | 06130900009 | 到着結果  | 交付可能       |
| 到着日時 | 2006年06月06日 |       |            |
| 宛先名  | 東京都知事       | 提出窓口名 | 東京都        |
| 法令名  | 宅地建物取引業法    | 手続名   | 業務を行う場所の届出 |

申請提出時に到着確認シートの確認またはダウンロードを実施しなかった場合は、以下のリンクから再実施できます。  
到着確認シートの表示・確認(別ウインドウで表示されます。)  
到着確認シートのダウンロード(zip形式)

提出済み申請一覧へ戻る

「申請状況を確認する」終了

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

取下げ処理の完了には必要な措置を行うため多少時間がかかります。  
措置完了は電子メールで通知されますので、メール受信後に再度申請状況を確認してください。

123

宅建業電子申請システム

### 申請状況の表示・確認(取下げ)

取下げ完了のメール通知後に申請状況が『手続終了(取下げ)』となっている事を確認します

申請状況を確認する

ログアウト

申請状況の表示・確認

別ウインドウで表示されます ヘルプ

申請状況

手続終了(取下げ)

「手続終了(取下げ)」とは申請提出者が取下げ依頼を行い、取下げ処理が終了した際の処理状況です。

|      |             |       |              |
|------|-------------|-------|--------------|
| 到着番号 | 07130700003 | 到着結果  | 交付可能         |
| 到着日時 | 2007年10月30日 |       |              |
| 宛先名  | 東京都知事       | 提出窓口名 | 東京都          |
| 法令名  | 宅地建物取引業法    | 手続名   | 免許申請事項の変更の届出 |

到着確認シートが存在しないため、到着確認シートの表示及びダウンロードを行うことは出来ません。

提出済み申請一覧へ戻る

「申請状況を確認する」終了

Copyright © 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and 47 prefectures. All rights reserved.

124

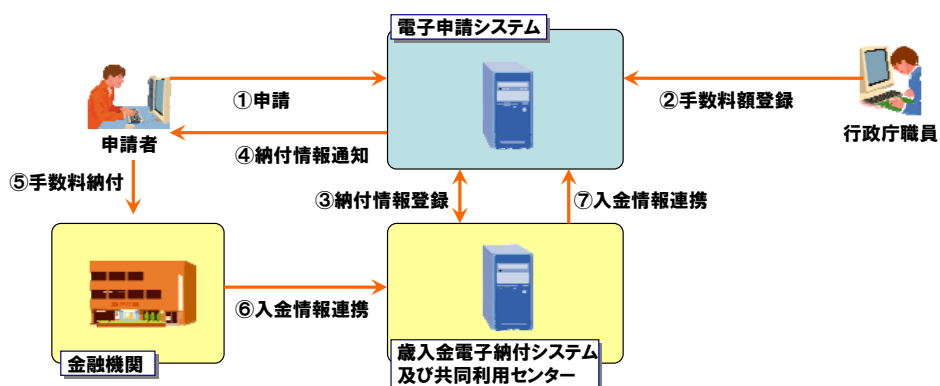
## 5-7. 手数料納付

### 手数料電子納付の概要①

- ✓ 宅建業電子申請システムでは、以下の手続について手数料の電子納付が可能です。  
(注: 電子納付可能な行政庁は一部に限られます。詳しくはホームページをご覧ください)

宅地建物取引業の免許  
宅地建物取引業の更新免許  
宅地建物取引業の免許換  
主任者の登録申請  
主任者の登録移転申請

(参考) 手数料及び登録免許税の納付方法について: <http://www.takken.mlit.go.jp/step/payment.html>



## 宅建業電子申請システム

### 手数料電子納付の概要②

✓ 納付情報とは以下の情報を指します。

- ・収納機関番号
- ・納付番号
- ・確認番号
- ・払込金額

✓ 納付方法は金融機関により異なります。詳しくはPay-easy(※)のホームページでご確認下さい。

URL: <http://www.pay-easy.jp/>

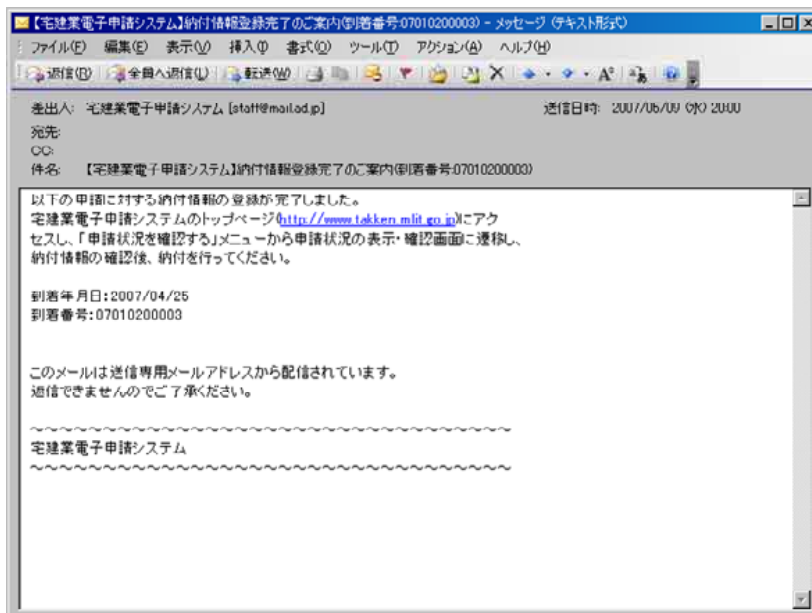
※ Pay-easy(ペイジー)

これまで、請求書や納付書と現金を持って金融機関やコンビニの窓口で支払っていた、公共料金、携帯電話料金、自動車税、国民年金保険料やインターネットショッピングの購入代金などを、金融機関のインターネットバンキング、モバイルバンキングやATMから「いつでも・どこでも・かんたんに」支払えるようにするサービスです。

127

## 宅建業電子申請システム

### 納付情報の確認(納付情報通知の確認)



※ 一部手続においては、申請受付時に納付情報が自動的に登録される場合があります。この時には納付情報が到着確認シートに記載され、納付情報登録通知は送信されません。

128

**宅建業電子申請システム**

### 納付情報の確認(申請状況確認画面での確認)

**手数料情報を確認し、以下の情報を控えます**

- ・収納機関番号
- ・納付番号
- ・確認番号
- ・払込金額

|        |                      |          |                      |
|--------|----------------------|----------|----------------------|
| 手数料    | 未納付                  |          |                      |
| 収納機関番号 | 10000                | 払込先(カナ)  | トウキョウト               |
| 納付番号   | 0713-0100-0040-0001  | 払込先      | 東京都                  |
| 確認番号   | 577548               | 払込内容(カナ) | タウケンギョウシンケンシキョネスウリヨウ |
| お名前    | タウケンギョウシンケンシキョネスウリヨウ | 払込内容     | 宅建業新規免許手数料           |
| 払込金額   | 33,000円              | 納付期限     | 2008年12月1日           |

129

**宅建業電子申請システム**

### 【参考】手数料納付イメージ(インターネットバンキングの場合)

①インターネットバンキングにログインし、料金払込等を選択します

〇〇銀行

**残高照会**

**お振り込み**

**お振り替え**

**料金払込**

②収納機関番号を入力します

〇〇銀行

**料金払込** **収納機関番号入力**

収納機関番号を入力してください。

収納機関番号

③納付番号・確認番号を入力します

〇〇銀行

**料金払込** **納付番号・確認入力**

納付番号・確認番号を入力してください。

納付番号

確認番号

操作手順や画面に表示される文言等については金融機関により異なります。

130

宅建業電子申請システム

④ 払込内容を確認します

〇〇銀行

料金払込 払込内容確認

払込内容

|      |            |
|------|------------|
| 払込先  | 〇〇県        |
| 納付番号 | 1234567890 |
| お名前  | タツケン タロウサマ |
| 払込金額 | 8,000円     |

取消 支払

⑤ 払込の完了を確認します

〇〇銀行

料金払込 支払完了

ご利用ありがとうございました。  
残高照会により取引内容を確認してください。

残高照会

操作手順や画面に表示される文言等については金融機関により異なります。

131

宅建業電子申請システム

6. お問い合わせ

132

## 宅建業電子申請システム

### 操作方法等に関するお問合せ

財団法人 不動産適正取引推進機構

電話番号 : 03-5401-0285

対応時間 : 平日午前9時30分から午後5時まで(年末年始を除く。)

### 各手続の内容に関するお問合せ

各行政庁の免許担当課へお問合せ下さい

※電話番号等については、下記URLをご参照下さい。

<http://www.takken.mlit.go.jp/docs/contact.html>

133

## 宅建業電子申請システム

### 関連ホームページURL

✓ 宅建業電子申請システム

トップ画面 <http://www.takken.mlit.go.jp>

(ご利用の手順) <http://www.takken.mlit.go.jp/step/all-steps.html>

(よくあるご質問) <http://www.takken.mlit.go.jp/faq/index.html>

✓ 不動産適正取引推進機構

トップ画面: <http://www.retio.or.jp/>

(宅建業電子申請システムについて) [http://www.retio.or.jp/e\\_app/index.html](http://www.retio.or.jp/e_app/index.html)

(ご利用に当たっての注意事項) [http://www.retio.or.jp/e\\_app/qa.html](http://www.retio.or.jp/e_app/qa.html)

134